

(4) 損害保険等の内容	47
(5) 市民後見人（候補者）のスキルアップ（フォロー活動）	47
(6) 市民後見事業と法人後見の関係	48
8 市民後見人養成・活動支援の体制	
(1) 後見実施機関の設置	50
(2) 後見実施機関の機能と役割	50
(3) 運営委員会の設置と機能	51
(4) 事務局の設置	52
9 関係機関・団体との連携	
(1) 専門職後見人機関・団体	54
(2) 札幌市社会福祉協議会	54
(3) 札幌後見支援の会	54
10 被後見人の権利を守るために	
(1) 市民後見制度の推進に向けて	55
おわりに	56

[附属資料]

(1) 市民後見人養成等調査研究委員会設置要綱	57
(2) 市民後見人養成等調査研究委員会委員名簿	59
(3) 市民後見人養成等調査研究委員会開催状況	60

[調査資料]

(1) 札幌における成年後見等のニーズ調査	62
(2) 先進都市の視察報告	76

はじめに

我が国の高齢化の進展により、国は、平成24年8月に、認知症高齢者数（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）が、平成22年に280万人、平成37年には470万人との将来推計を発表しました。

さらに、平成25年6月には、認知症有病率等調査の結果が発表され、全国の65歳以上の高齢者について、認知症有病率推定値15%、認知症有病者数が約439万人（平成22年）の推計が新たに示されるなど、認知症高齢者の増加が懸念されております。

また、平成25年4月から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の中では、障がいのある方が、地域で生活することを支援する取り組みが強化されております。

今後は、判断能力の不十分な認知症高齢者や障がいのある方の権利擁護を推進することが、より一層重要となってきています。

しかしながら、親族の支援が困難な認知症高齢者や障がいのある方の増加などをはじめ、専門職である弁護士や司法書士、社会福祉士などの第三者後見人不足も指摘されています。

このため、弁護士や司法書士などの専門資格は持たないが、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、一定の知識や技術を身につけた「市民後見人」の養成が喫緊の課題とされています。

市民後見人は、権利擁護と地域福祉の担い手となり、その後見活動により、認知症高齢者や障がいのある方などへの地域における理解や権利擁護への意識が高まり、市民による新たな支え合いの仕組みづくりにつながるものと思われます。

このように成年後見、とりわけ市民後見を取り巻く環境が大きく変わっていく中で、親族や専門職後見人以外の市民を後見人等として養成するとともに、その支援組織の整備が必要不可欠と考え、これらに関する調査研究を実施したところです。

このたび、調査研究を行うに当たり設置された調査研究委員会が、札幌の市民後見人養成等に関する2年間の調査研究を取りまとめましたので、ご活用いただければ幸いに存じます。

平成26（2014）年1月

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
市民後見人養成等調査研究委員会
委員長 杉岡 直人

1 調査研究の目的

少子高齢社会の中、札幌市では高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯が増加傾向（※1）にあり、全国的に認知症高齢者の増加（※2）が予想されています。

現在では、高齢者や障がいのある方が、さまざまな福祉サービスなどの利用によって、住み慣れた地域で安心して暮らしていくようになりましたが、一方で、本人の判断能力が不十分な場合に、家族の高齢化などの諸事情によって、家族や親族の支援が望めないなど、本人の生活や尊厳が脅かされる場合があります。

成年後見制度は、判断能力の不十分な認知症高齢者や障がいのある方などの意思を尊重し、判断能力を補い、身上監護（※3）や財産管理を行うものです。

現在では、成年後見制度の理解を図るために、家庭裁判所で行っている成年後見制度や申立てなどに関する手続案内や説明会をはじめ、専門職（※4）による相談窓口や制度啓発などの取り組みもされており、後述のとおり、札幌では相談件数や申立件数も増加傾向にあります。

今般、老人福祉法第32条の2が創設（平成24年4月1日施行）され、同条第1号では、「市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」こととされました。

※1 第6期札幌市高齢者保健福祉計画／第5期札幌市介護保険事業計画（平成24～26年度）「第2章高齢者の現状」を参照。

※2 平成24年8月24日付け厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室より発表された「認知症高齢者数について」を参照。

※3 介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約などを言う。（「成年後見申立ての説明書」札幌家庭裁判所後見センター平成25年3月版を参照）

※4 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士の専門職を言う。本書においては、この定義で掲載する。

厚生労働省は、平成 23 年度から、市民後見推進事業としてモデル地区を指定（平成 23 年度：37 市区町、平成 24 年度：87 市区町）しました。

モデル地区では、市民後見人の養成研修、活動支援のための組織体制の検討などが進められています。

■市民後見推進事業【市民後見推進事業実施要綱（厚生労働省）】

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれる。また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村(特別区を含む。)において、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援する。

市民後見人については、その定義や所掌範囲が明確ではないが、研究会報告書等において、以下の通り示されている。

- 日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」（平成 18 年度報告書より）

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者

- 「成年後見制度の現状の分析と課題の検討」（成年後見制度研究会報告書より）

市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額な財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。

- 筑波大学法科大学院 上山教授（「実践 成年後見 2009.1」より）

市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護を中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。

このように法整備と全国的な動きのなかで、これからの中高齢社会において、判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などの権利擁護を推進することが、より一層重要になっていくと認識しています。

しかし、今後、成年後見制度の活用がより見込まれる中で、従来後見人に選任されてきた親族や専門職後見人（※5）だけでは成年後見人など（※6）の不足が懸念されています。

このため、札幌市社会福祉協議会では、親族や専門職後見人以外の市民が後見人となる市民後見人養成の必要性、養成研修のあり方及び活動支援の仕組みなどについて広く調査研究を行うこととしたところです。

※5 親族以外で、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士の専門職の成年後見人、保佐人、補助人を言う。本書においては、この定義で掲載する。

※6 成年後見人、保佐人、補助人を言う。本書においては、この定義で掲載する。

2 調査研究の方法

調査研究にあたり、札幌弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート札幌支部（司法書士）、北海道社会福祉士会をはじめ、有識者、札幌後見支援の会（※）、札幌市の協力のもと、調査研究委員会（事務局：札幌市社会福祉協議会）を設置しました。

本調査研究は、平成 24 年度から実施しました。

平成 24 年度は、「市民後見人養成等調査研究に伴う調査」、「札幌における成年後見等ニーズ調査」、及び「市民後見人養成を実施している先進都市の状況調査」を行い、成年後見制度が必要な方のニーズ傾向と、札幌における市民後見人の必要性や期待、市民後見人像や受任形態のあり方などについて中間報告書としてまとめました。

平成 25 年度は、中間報告を踏まえて、市民後見人の養成方法や、市民後見人活動の支援と実施体制などについて引き続き調査研究を行い、このたび最終報告書として取りまとめました。

※ 家族・親族からの支援が望めない方や経済的に困難を抱える方のために、社会貢献の一環として後見人の受け皿を担うことを目的に平成 14 年 2 月設立。会員は家事調停委員、参与員（OB を含む）、家裁職員 OB で会の趣旨に賛同する方であり、会員数は 110 名（平成 24 年 10 月末現在）。

3 市民後見人養成等の背景

（1）成年後見制度と社会福祉

成年後見制度は、我が国の超高齢社会への進展、認知症高齢者などの増加傾向を踏まえ、従前行われていた禁治産・準禁治産制度から利用しやすい制度への転換を図るため、平成12年4月の民法の改正施行による新しい制度として今日に至っています。

この制度は、障がいのある方の自己決定権の尊重、残存能力の活用並びにノーマライゼーションの理念のもとに、判断能力が不十分な方の権利を守る制度です。

また、後見、保佐及び補助（新設）の「法定後見制度」に加えて、将来判断能力が低下したときのためにあらかじめ備えることが可能な「任意後見制度」が創設されたほか、本人または親族などが家庭裁判所に申立てができない場合に、本人などに代わって市町村長が申立てを行うことができるよう、市町村長に対し審判の申立権が付与されました。

一方、社会福祉分野においては、昭和26年の社会福祉事業法の施行以後、約半世紀続いた社会福祉制度を根本から見直す社会福祉基礎構造改革が進められました。

この基礎構造改革により、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう地域福祉を推進することや、高齢者や障がいのある方の尊厳を大切にし、権利擁護を推進すること、そして福祉サービスの利用が行政による措置制度から利用者の自己決定による選択と契約の締結という契約制度に移行するなど、社会福祉制度が大きく転換されました。

また、このことに伴い社会福祉事業法が全面的に改正され、社会福祉法が新たに成立・施行（平成12年4月）したほか、介護保険制度の実施に係る介護保険法が成立・施行（平成12年4月）しました。

こうした社会福祉基礎構造改革に基づく社会福祉制度の動きは、民法の改正に伴う成年後見制度の開始と密接に連動しています。

社会福祉法には、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、「地域福祉の推進」が規定され、法整備がなされました。また、福祉サービスを利用するにあたって、これを援助する事業が第2種社会福祉事業として規定されました。

現在、都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となり行われている日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）は、この福祉サービス利用援助事業として位置付けられ、民法の改正施行や介護保険法の施行などに先立つて、平成11年10月から国庫補助事業として全国的に展開されています。

（2）成年後見制度と関係事業の状況

【成年後見制度】

近年における全国の法定後見申立件数は、平成20年が26,018件、平成23年は30,757件で、18.2%の増となっています。

また、札幌家庭裁判所管内（※）の法定後見申立件数は、平成20年が896件、平成23年は939件で、4.8%の増となっています。平成12年の成年後見制度開始当時と比べると、その申立件数は増加の傾向にあります。

なお、類型では後見が最も多く、続いて保佐、補助の順となっています。

※ 札幌家庭裁判所管内の区域は、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡（当別町 新篠津村）。

■全国の法定後見申立件数の推移

(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より)

(単位:件)

年	総 数	後見開始	保佐開始	補助開始
平成 23 年	30,757	25,905	3,708	1,144
22 年	29,477	24,905	3,375	1,197
21 年	26,863	22,983	2,837	1,043
20 年	26,018	22,532	2,539	947
13 年	10,985	9,297	1,043	645
12 年	8,956	7,451	884	621

(注) 各年の件数は、当該年の 1 月から 12 月までに申立てのあった件数

平成 12 年及び平成 13 年は、当該年の 4 月から翌年 3 月まで（年度）
に申立てのあった件数

■札幌家庭裁判所管内の法定後見申立件数の推移（概算）

(札幌家庭裁判所資料より)

(単位:件)

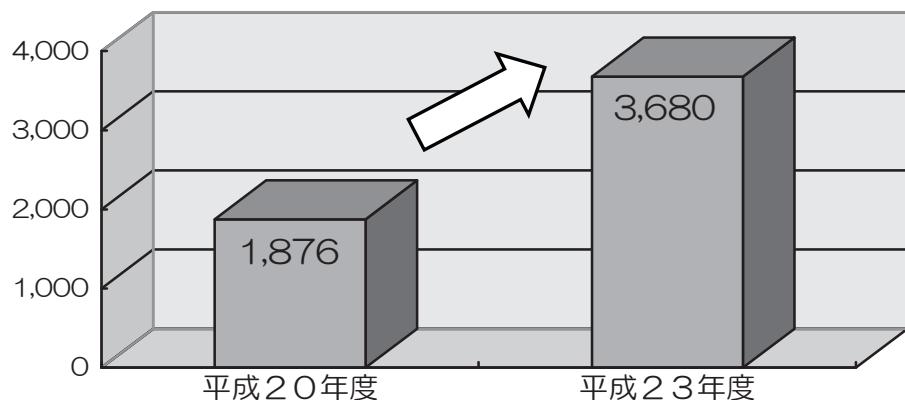
年	総 数	後見開始等	保佐開始等	補助開始等
平成 23 年	939	652	234	53
22 年	865	590	202	73
21 年	903	612	217	74
20 年	896	571	257	68
13 年	332	251	52	29
12 年	280	200	48	32

(注) 各年の件数は、当該年の 1 月から 12 月までに申立てのあった件数

平成 12 年及び平成 13 年は、当該年の 4 月から翌年 3 月まで（年度）
に申立てのあった件数

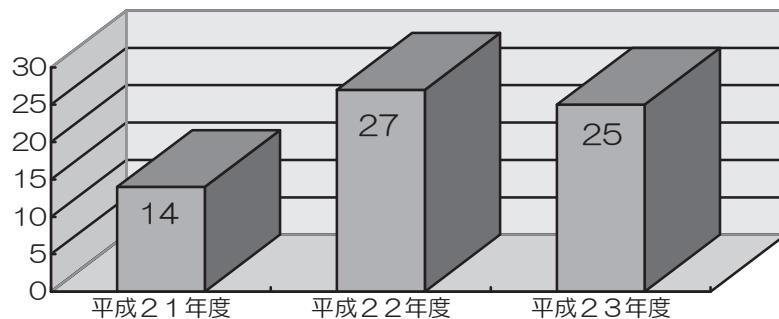
また、平成 23 年の市町村長申立件数は、全国で 3,680 件であり、このうち札幌家庭裁判所管内が 82 件となっています。なお、全国の申立件数は、平成 20 年の約 2 倍となっています。

■全国の市町村長申立件数（単位:件）



市町村長による申立制度が開始された平成 12 年度は全国で 23 件、平成 13 年度が 115 件であり、市町村長による申立ても全国的に増加の傾向にあります。札幌市長申立件数は、平成 21 年度が 14 件、平成 22 年度が 27 件、平成 23 年度が 25 件となっています。

■札幌市長申立件数（単位:件）



申立ての動機としては、平成23年の全国の状況は、預貯金等の管理・解約が24,895件と最も多く、続いて介護保険契約（施設入所等のため）が9,890件、身上監護が7,764件となっています。

■主な申立ての動機別件数（平成23年1月～12月）

（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より）

（単位：件）

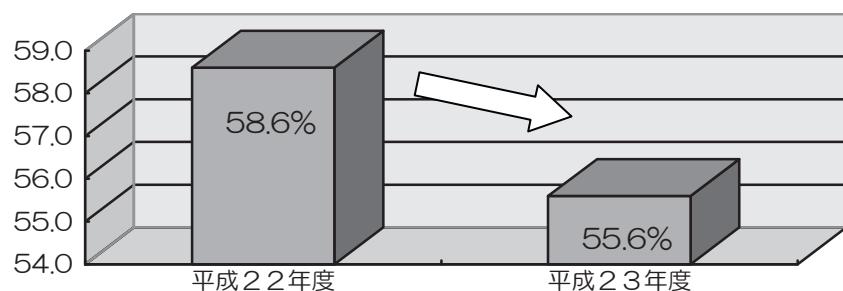
動機別	件 数
預貯金等の管理・解約	24,895
介護保険契約	9,890
身上監護	7,764
相続手続	5,840
不動産の処分	5,569
保険金受取	2,694
訴訟手続	1,694
その他	1,539

（注1）後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象

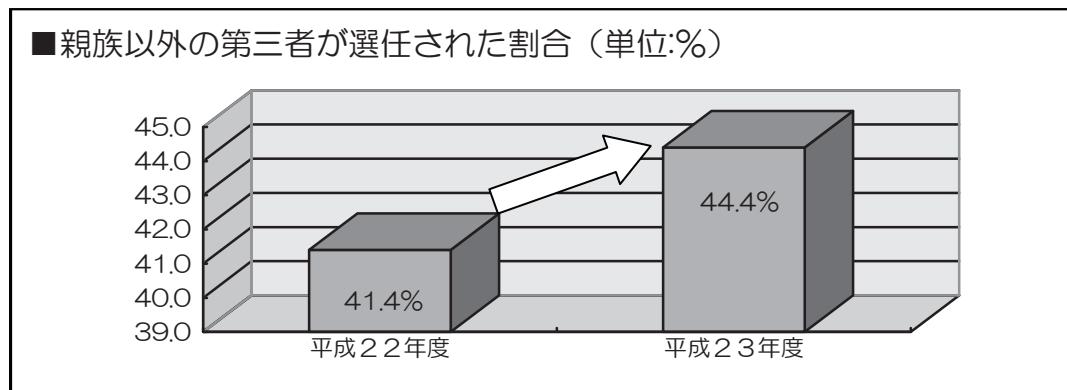
（注2）1件の終局事件について主な動機が複数ある場合があり

また、同年に選任された成年後見人、保佐人及び補助人と本人との関係では、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族が成年後見人などに選任されたものが全体の約55.6%を占めており、前年より3%減少しています。

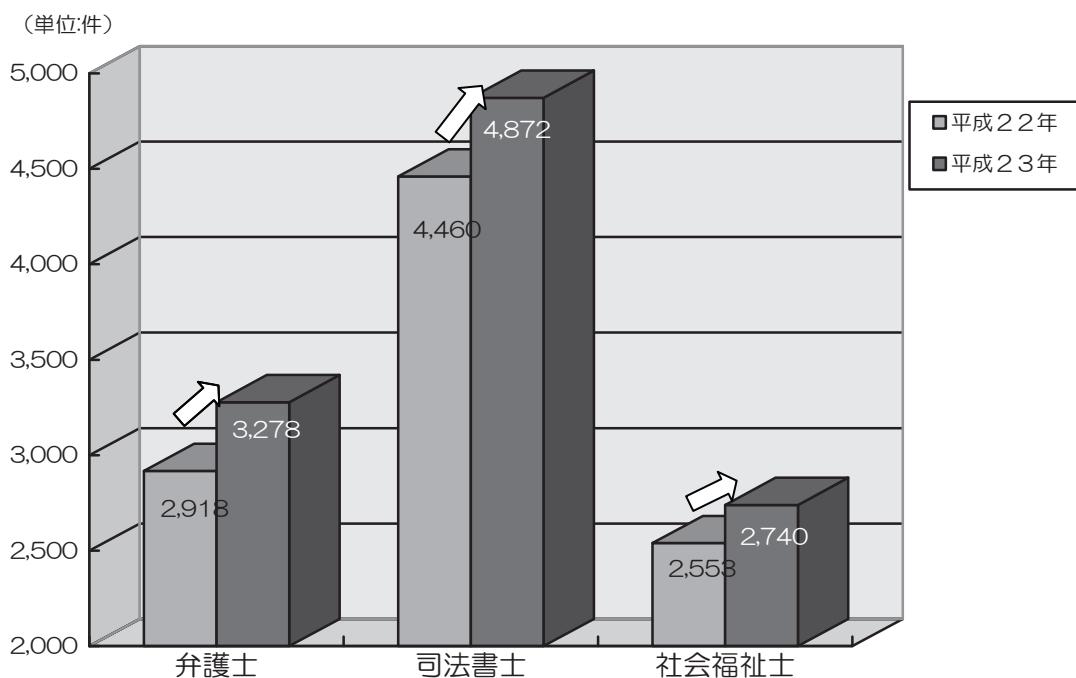
■配偶者などの「親族」が選任された割合（単位：%）



一方、親族以外の第三者が成年後見人などに選任されたものは、逆に 3%増加し全体の約 44.4%となっています。



その内訳は、弁護士が対前年比 12.3%、司法書士が 9.2%、社会福祉士が 7.3%の増加となっており、第三者の成年後見人などの選任が増加している傾向にあります。



なお、平成 23 年に初めて市民後見人として 92 件が選任されています（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（平成 23 年 1 月～12 月）」より）。

【日常生活自立支援事業】

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者のうち判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用に関する援助などをすることにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

前述のとおり、福祉サービスの利用が「措置」から利用者の選択による「契約」へ移行したことにより、福祉サービス利用援助事業として創設され、社会福祉法の第2種社会福祉事業に位置づけられています。

【第2種社会福祉事業】（社会福祉法第2条第3項第12号）

福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

実施主体は、事業開始当初の平成11年10月は都道府県社会福祉協議会としていましたが、平成15年度から指定都市社会福祉協議会も実施主体に加えられ、現在に至っています。

利用の対象は、次の2点が要件（「全国社会福祉協議会日常生活自立支援事業推進マニュアル」より）となっています。

- 判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を、本人のみでは適切に行なうことが困難であると認められる方
- この事業の利用にあたって、本人と社会福祉協議会との間で取り交わす利用契約の内容について、判断し得る能力を有していると認められる方

近年における全国の利用状況では、平成 20 年度末の契約件数が 25,522 件、平成 23 年度末が 37,814 件で、48.2% の増となっています。

また、札幌の利用状況では、平成 20 年度末の契約件数が 230 件、平成 23 年度末が 279 件で、21.3% の増となっており、全国的に増加の傾向にあります。

なお、札幌では、利用にあたって本人からの申し出というよりも、親族のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障がい者相談支援事業所、病院及び行政など関係機関の専門職員からの初回相談があり、本人の意思を確認したうえで日常生活自立支援事業の利用へと結びつく事例が多い状況となっています。

■利用契約数等の推移（札幌市社会福祉協議会調べ）

(単位:件)

年度（平成）		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
全国	年度末契約件数	25,522	29,212	35,059	37,814
札幌	年度末契約件数	230	260	283	279
対象別	認知症高齢者	145	160	177	171
	知的障がい者	37	49	53	56
	精神障がい者	39	43	44	43
	その他	9	8	9	9
生活保護世帯割合(%)		67.8	65.0	67.8	71.6

日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係として、利用の対象において、日常生活自立支援事業は、成年後見制度の後見、保佐、補助の 3 類型のうち、補助類型の対象者とほぼ重なるとともに、保佐類型の一部についても対象になります。

援助内容の関係では、成年後見制度は、成年後見人などに代理権、同意権・取消権を付与し、財産管理及び身上監護に関する契約などの法律行為全般を行う仕組みですが、日常生活自立支援事業は、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助やこれに付随した日常的な金銭管理などの援助を行うことが目的となっています。

なお、成年後見人などが財産管理や身上監護を行っていても、日常的な事柄について成年後見人などが社会福祉協議会と契約を締結し、日常生活自立支援事業を利用することができます。

■日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較

区分	日常生活自立支援事業	成年後見制度	
所轄	厚生労働省	法務省	
法律	社会福祉法	民法、任意後見契約に関する法律	
対象	判断能力が不十分で日常生活を営むのが困難な方	精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く方など	
判断能力	あり	利用対象外	任意後見
	不十分	利用対象	法定後見
	著しく不十分		補助類型
	欠く	利用対象外	保佐類型
			後見類型
担い手・機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会 (専門員、生活支援員)	成年後見人、保佐人、補助人 (親族、弁護士、司法書士、社会福祉士及び法人など)	
手続き	社会福祉協議会に相談・申込 本人と社会福祉協議会との契約	家庭裁判所に申立て 家庭裁判所による成年後見人などの選任	
意思能力の確認等	「契約締結判定ガイドライン」により確認。困難な場合は契約締結審査会で確認	診断書及び必要に応じて医師の鑑定書	
援助の種類	○日常的な生活支援、これに伴う 金銭管理 ○財産保全	○財産管理 ○身上監護に関する法律行為	
費用	相談は無料 契約後は一部利用者負担	○申立て、登記手続費用、鑑定費用等(申立て人又は本人の財産から支弁) ○成年後見人などの報酬等(本人の財産から支弁) (それぞれ、家庭裁判所が費用負担者や報酬等の額を決定)	

【成年後見制度に関連した主な地域の相談機関】

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域の高齢者に対し、権利擁護を含む総合相談支援や、必要なサービスが受けられるよう支援する介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、地域のさまざまな関係機関とのネットワーク構築等を通じて、高齢者の地域での生活を支援する機関として平成18年度に設置されました。

本市には、27か所の地域包括支援センターの他、53か所の介護予防センターが設置されており、高齢者やその家族に対する総合相談支援や、介護予防事業等を実施しています。

障がい者相談支援事業所は、障がいのある方やその家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携のもと、障がい者の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とし、障害者総合支援法に基づく相談支援機関として、本市には18か所設置されています。

支援内容は、日常生活、福祉サービスの利用、家族・人間関係、社会参加や余暇活動のほか、権利擁護に関する相談支援を行っています。

それぞれの機関における権利擁護事業は、介護支援専門員などの関係者の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスなどにつながる方法が見つからないなどの困難な状況にある方に対して、専門的・継続的な視点からの支援を行っています。

具体的には、成年後見制度などの権利擁護を活用するための支援、施設などの入所支援、虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用などを行うこととしています。

「なるほど実になる介護保険」（平成25年度版）及び「札幌市障がい者相談支援事業所ガイドブック」（平成25年3月発行）を参照

4 調査活動の結果

(1) 市民後見人養成等調査研究に伴う調査

①調査のねらい

札幌の成年後見制度に関する実態を把握するため、専門職後見人の関係機関に対して、相談件数や申立状況、就任状況などを調査しました。

②調査の項目

- 成年後見制度に関する相談件数
- 申立・審判類型の件数
- 任意後見契約締結の件数
- 成年後見人などの就任状況
- 成年後見人などの就任可能な人数
- 札幌市長申立件数などの状況

③調査の対象機関

- 札幌家庭裁判所
- 札幌弁護士会
- 成年後見センター・リーガルサポート札幌支部
- 北海道社会福祉士会
- 北海道成年後見支援センター
- 札幌公証人会
- 札幌後見支援の会
- 札幌市

④調査の方法

- 郵送法

⑤調査の期間

平成 24 年 6 月 28 日～平成 24 年 7 月 17 日

⑥調査の結果

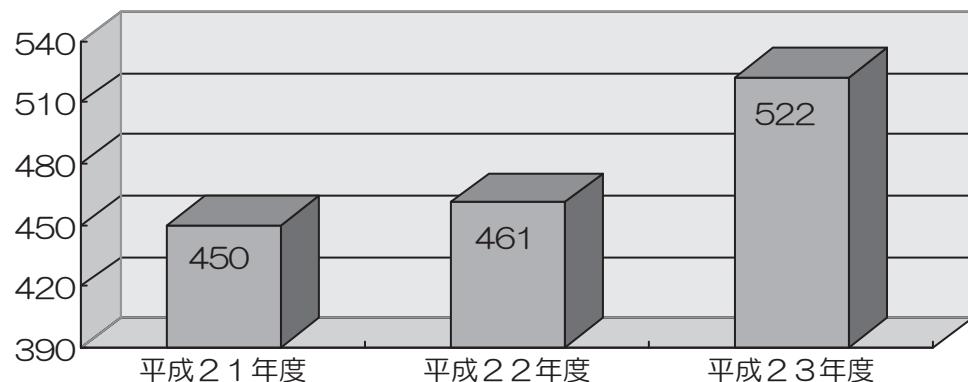
<相談件数>

相談件数の合計は増加の傾向にあります。

(単位:件)

区分	21 年度	22 年度	23 年度
成年後見センター・リーガルサポート札幌支部(司法書士)	378	381	429
北海道社会福祉士会(道央地区)(社会福祉士)	42	35	33
北海道成年後見支援センター(行政書士)	30	45	60
合計	450	461	522

■年間の相談件数 (単位:件)



<札幌家庭裁判所（本庁）における状況>

認容審判（※1）件数は増加していますが、そのうち、後見類型の割合が高くなっています。

なお、成年後見監督人（※2）の選任件数は、増加しています。

■申立件数（申立の受理）
(単位:件)

区分	法定後見 申立件数	任意後見監督 申立件数	合計
平成 21 年度	667	15	682
平成 22 年度	621	6	627
平成 23 年度	647	13	660

■類型（認容審判件数）
(単位:件)

区分	後見類型	保佐類型	補助類型	合計
平成 21 年度	413	136	43	592
平成 22 年度	409	116	65	590
平成 23 年度	439	160	44	643

■成年後見監督人の選任件数（単位:件）

区分	後見監督人
平成 21 年度	26
平成 22 年度	52
平成 23 年度	64

※1 審判には、認容審判と却下審判があり、認容審判はその申立てを認めるものであり、却下審判はその申立てを認めないものである。

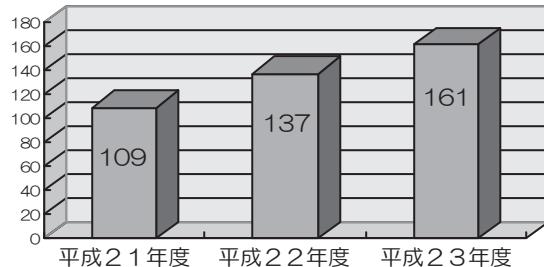
※2 家庭裁判所は、必要があると認める時は、申立てまたは職権で、成年後見人は成年後見監督人、保佐人には保佐監督人、補助人には補助監督人を選任し、直接監督させることができる。監督人は、後見人の事務を監督することができ、いつでも、後見事務の報告、財産目録の提出を求め、または、後見の事務、被後見人の財産状況を調査することができる。監督人は、これらの状況を家庭裁判所に報告する。

<札幌公証人会における状況>

本市内の公証役場で締結された任意後見契約（※1）件数は、平成23年度で161件であり平成21年度の約1.5倍に増加しています。

■任意後見契約の締結件数（単位:件）

区分	締結件数
平成21年度	109
平成22年度	137
平成23年度	161



<成年後見人などの就任状況>

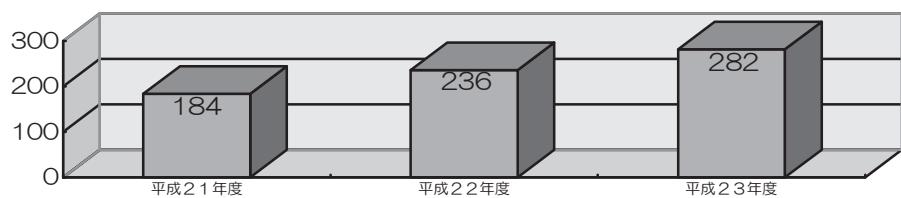
成年後見人などの就任件数は、増加しています。なお、成年後見センター・リーガルサポート札幌支部の就任割合が高くなっています。

（単位:件）

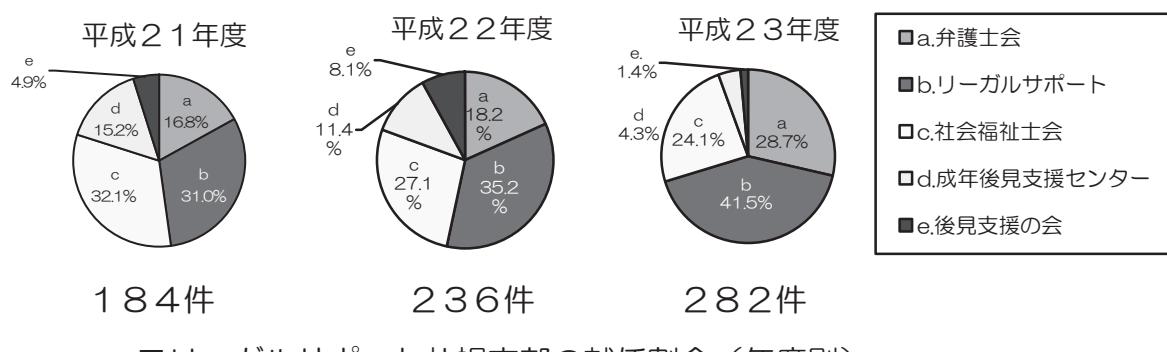
区分	21年度	22年度	23年度	合計
札幌弁護士会	31	43	81	155
成年後見センター・リーガルサポート札幌支部（司法書士）	57	83	117	257
北海道社会福祉士会（道央地区）（社会福祉士）	59	64	68	191
北海道成年後見支援センター（行政書士）	28	27	12	67
札幌後見支援の会	9	19	4	32
合計	184	236	282	702

※1 本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約。「任意後見契約に関する法律」によって公正証書で行う。

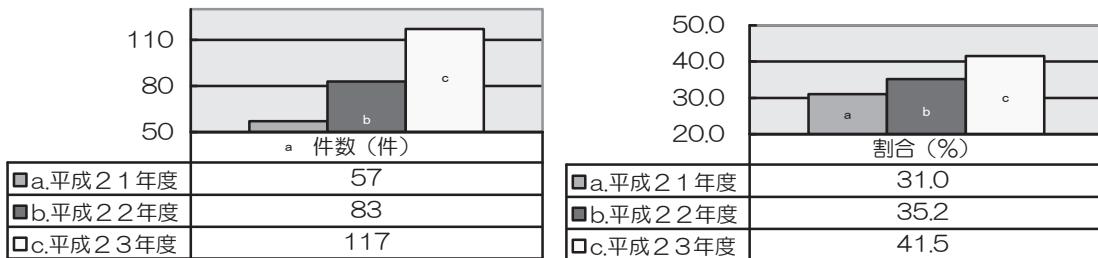
■年度別の就任状況（単位:件）



■各機関などの就任割合（年度別）



■リーガルサポート札幌支部の就任割合（年度別）

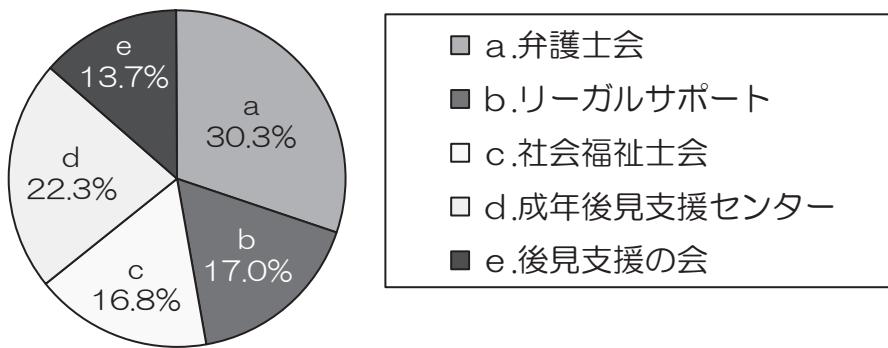
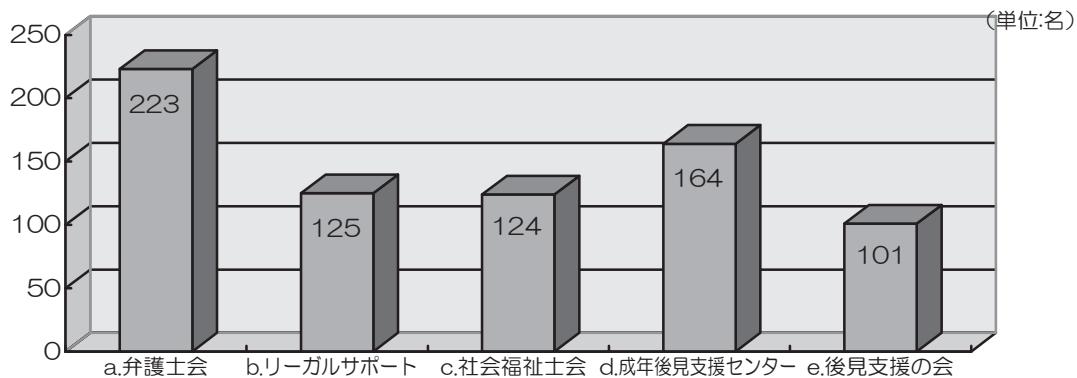


〈成年後見人などの候補者数〉

下表の団体では、成年後見人などの候補者名簿を作成しており、平成24年3月末現在で737名となっています。

(単位:名)

区分	候補者
札幌弁護士会	223
成年後見センター・リーガルサポート札幌支部(司法書士)	125
北海道社会福祉士会(道央地区)(社会福祉士)	124
北海道成年後見支援センター(行政書士)	164
札幌後見支援の会	101
合計	737



<札幌市における市長申立(※)件数などの状況>

申立て件数は、平成23年度が25件で、平成21年度(14件)の約1.8倍となっています。

なお、専門職後見人の専門職別(23頁)では司法書士が多くなっています。

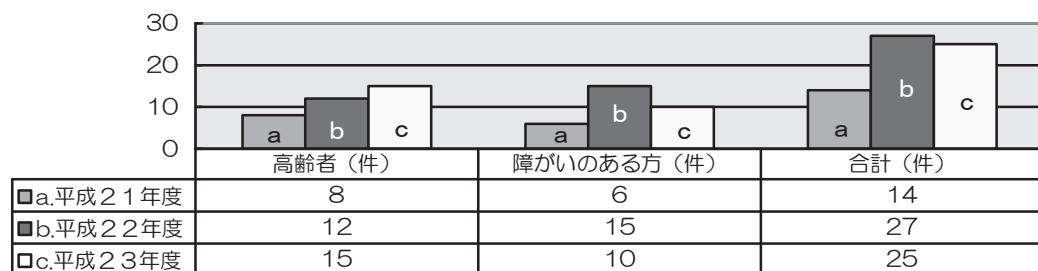
※ 判断能力が不十分な方について、財産管理や身上監護における保護が必要になり、原則4 親等以内に成年後見制度の申立てをする親族がない場合に、市長が成年後見の申立てを行う制度。

■申立件数

(単位:件)

区分	高齢者	障がいのある方	合計
21年度	8(3)	6(1)	14(4)
22年度	12(4)	15(7)	27(11)
23年度	15(7)	10(3)	25(10)
合計	35(14)	31(11)	66(25)

※()は、生活保護世帯数(内数)。

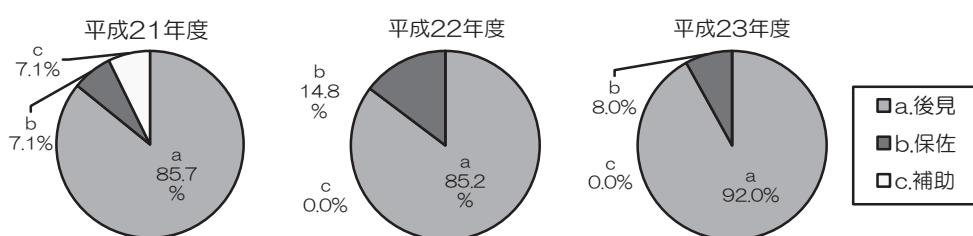


■類型 (審判を受けた件数)

(単位:件)

区分	高齢者			障がいのある方			合計		
	後見	保佐	補助	後見	保佐	補助	後見	保佐	補助
21年度	8	0	0	4	1	1	12	1	1
22年度	12	0	0	11	4	0	23	4	0
23年度	15	0	0	8	2	0	23	2	0
合計	35	0	0	23	7	1	58	7	1

■類型 (年度別)



■専門職後見人及び専門職後見人以外の状況

(専門職の状況)

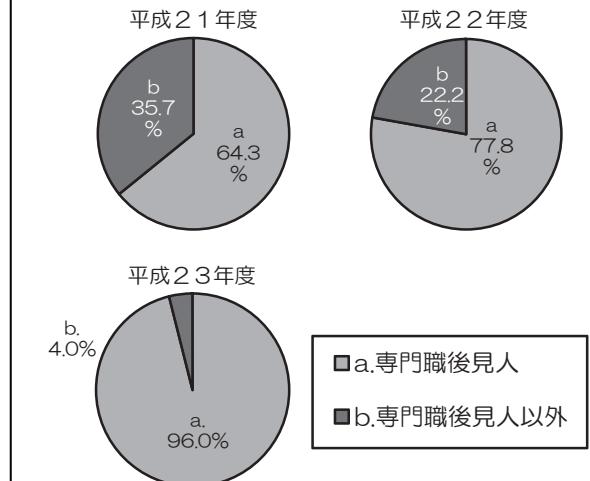
(単位:件)

区分		弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	法人	合計
21 年度		1	7	1	0	0	9
類型	後見	0	6	1	0	0	7
	保佐	0	1	0	0	0	1
	補助	1	0	0	0	0	1
22 年度		2	16	1	1	1	21
類型	後見	2	13	1	0	1	17
	保佐	0	3	0	1	0	4
	補助	0	0	0	0	0	0
23 年度		3	13	1	4	3	24
類型	後見	3	12	1	3	3	22
	保佐	0	1	0	1	0	2
	補助	0	0	0	0	0	0
合計		6	36	3	5	4	54
類型	後見	5	31	3	3	4	46
	保佐	0	5	0	2	0	7
	補助	1	0	0	0	0	1

(専門職以外の状況) (単位:件)

区分	類型		
	後見	保佐	補助
21 年度	5	0	0
22 年度	6	0	0
23 年度	1	0	0
合計	12	0	0

■専門職後見人と専門職後見人以外の割合



(2) 札幌における成年後見等のニーズ調査

①調査のねらい

地域内の成年後見制度などの必要なニーズを把握するため、札幌にある高齢者並びに障がいのある方の相談機関に対して、相談件数や成年後見制度などの活用が必要な方のニーズなどを把握し、札幌の実情に即した成年後見制度の有効活用や、市民後見人養成の必要性などの研究を行うために調査しました。

②調査の項目

- 成年後見制度に関する相談・支援傾向
- 支援者の傾向（成年後見制度などの活用が必要なニーズの分野別傾向、経済的レベル、親族の支援）
- 成年後見制度の課題・問題点・利用促進に係る方策傾向
- 市民後見制度の理解度及び市民後見人が担う業務希望の把握

③調査の対象機関

札幌の地域包括支援センター及び障がい者相談支援事業所

④調査の方法

郵送法

⑤調査の期間

平成24年11月22日～平成24年12月12日

⑥回答の結果

対象機関	対象数	回答数	回答率
市内の地域包括支援センター	21か所	14か所	66.7%
市内の障がい者相談支援事業所	17か所	10か所	58.8%
合 計	38か所	24か所	63.2%

⑦調査の結果（概要）（調査結果は63頁～75頁）

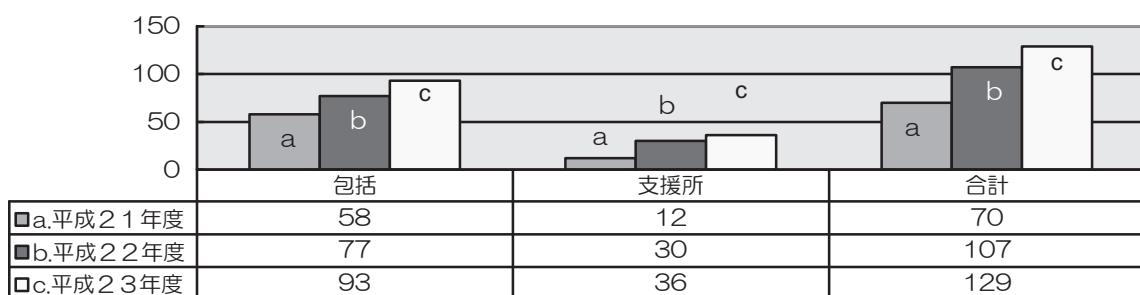
地域包括支援センターは「包括」、障がい者相談支援事業所は「支援所」と表記します。

＜成年後見制度に関する相談件数及び相談者＞

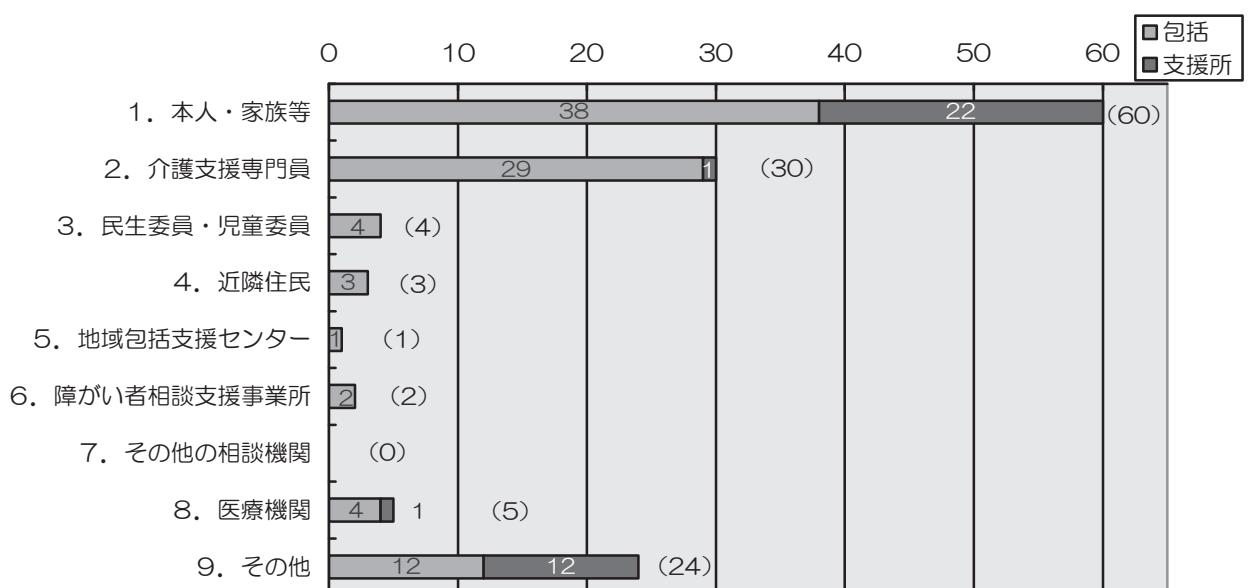
平成21年度（70件）から平成23年度（129件）にかけて、相談件数が増加傾向にあります。

相談者は、「本人・家族など」からの相談が60件（46.5%）、「介護支援専門員」からの相談が30件（23.3%）となっています。

■相談件数（単位:件）



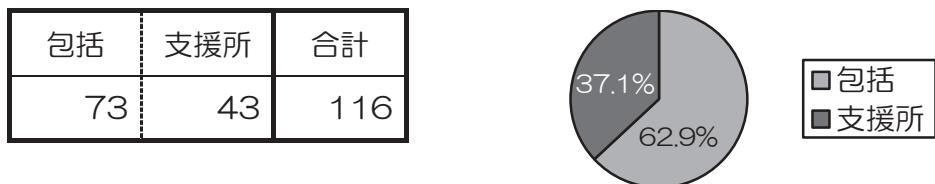
■相談者の内訳（単位:件）



＜成年後見制度などの活用が必要なニーズを持つ支援対象者数＞

成年後見制度などの活用が必要なニーズを持つ支援対象者数は、116名（平成24年3月末現在）で、包括が73名、支援所が43名となり、包括が62.9%を占めています。

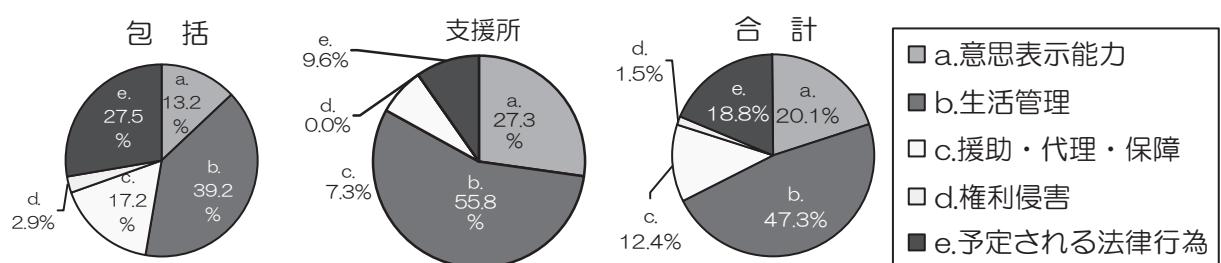
■必要なニーズを持つ支援対象者数（単位：名）



＜成年後見制度などの活用が必要なニーズの分野別傾向＞

成年後見制度などの活用が必要なニーズの分野別傾向では、「生活管理」が252件（47.3%）、「意思表示能力」が107件（20.1%）、「予定される法律行為」が100件（18.8%）となっています。

■必要なニーズの分野別の内訳

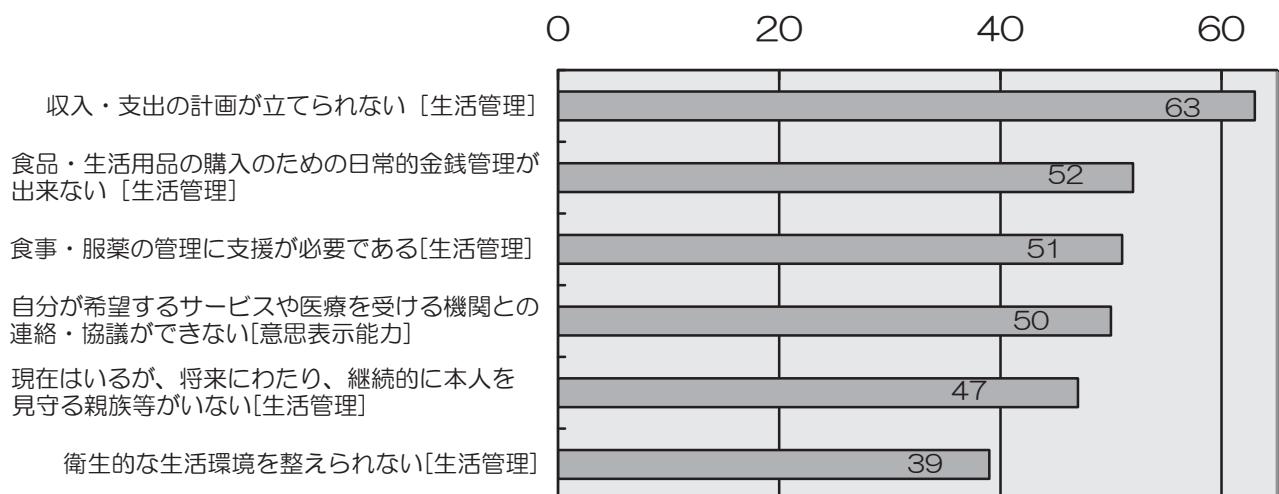


その中では、「収入・支出の計画が立てられない」が63件で最も多く、「食品・生活用品の購入のための日常的金銭管理が出来ない」が52件、「食事・服薬の管理に支援が必要である」が51件となっています（いずれも【生活管理】）。

続いて、「自分が希望するサービスや医療を受ける機関との連絡・協議がない」【意思表示能力】が50件、「現在はいるが、将来にわたり、継続的に

本人を見守る親族等がいない」【生活管理】が47件、「衛生的な生活環境を整えられない」【生活管理】が39件となっています。

■必要なニーズの内訳（単位:件）

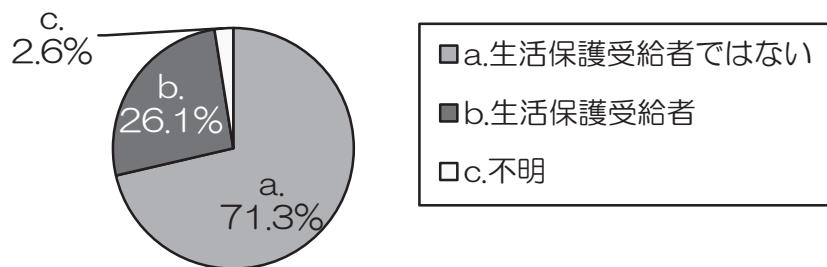


＜支援対象者の経済レベル状況＞

世帯状況では、「生活保護受給者でない」が82名(71.3%)、「生活保護受給者」が30名(26.1%)、不明が3名(2.6%)となっています。

財産状況では、「持家なし」が63名(54.8%)、「持家あり」が45名(39.1%)、不明が7名(6.1%)であり、収入では、公的年金(又は生活保護費)が62名(53.9%)、多額な預貯金などの所有は12名(10.5%)を占めています。(詳細は68頁。)

■支援対象者の世帯収入の状況

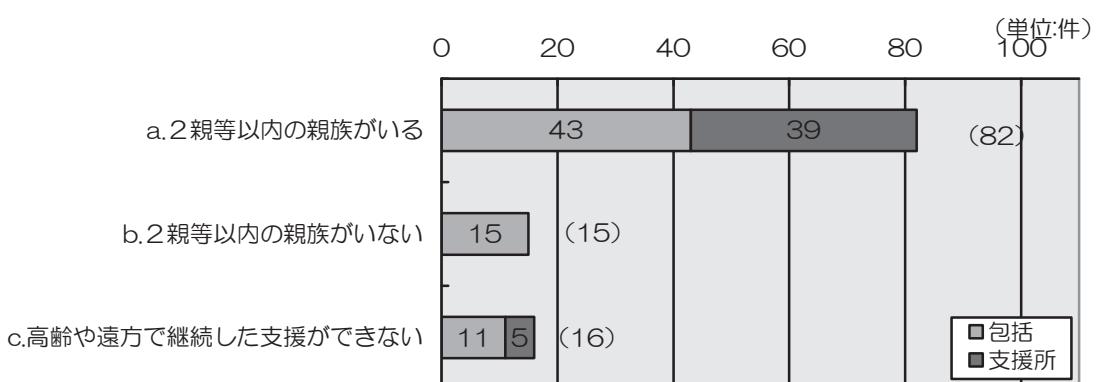


<支援対象者の親族状況>

支援対象者の親族状況では、「2親等以内の親族がいる」が82件（64.1%）となっています。

また、「高齢や遠方で継続した支援ができない」が16件（12.5%）、「2親等以内の親族がない」が15件（11.7%）となっています。

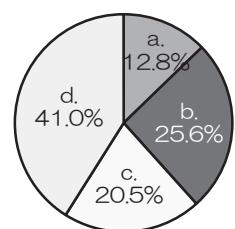
■支援対象者の親族状況



<成年後見制度に関する課題や問題>

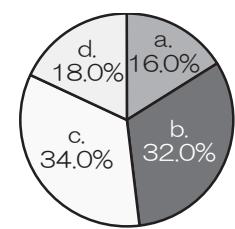
制度利用前では、「本人や家族の理解・同意が得られない（得られそうにない）」を合わせると24件（61.5%）と高くなっています。制度説明などの調整支援に時間を要すると思われます。

- a 成年後見制度について、誰に相談したらよいか、わからない
- b どのタイミングで、制度を利用したらよいか、わからない
- c 家族の理解・同意が得られない（得られそうにない）
- d 本人の理解・同意が得られない（得られそうにない）



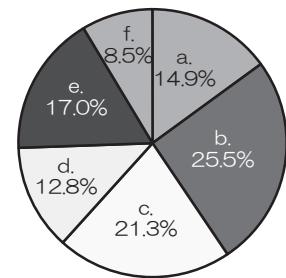
申立てでは、「制度利用に関する手続きが煩雑である」が17件（34.0%）、「申立費用や後見活動報酬について負担できない」が16件（32.0%）となっています。

- a 審理期間に時間がかかる
- b 申立費用や後見活動報酬について負担できない
- c 成年後見制度の利用に関し、手続きが煩雑である
- d 親族に成年後見人等の候補者がいない



制度利用後では、「医療を受けることを同意する権利がない」が12件（25.5%）、「後見人等は身元引受人になれない」が10件（21.3%）となっています。

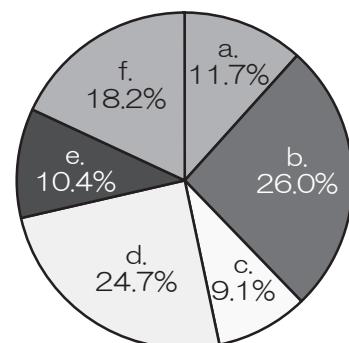
- a 第三者の後見人等は報酬を要する
- b 医療を受けることに同意する権利がない
- c 後見人等は身元引受人になれない
- d 本人死亡後の事務処理に行為の権限がなくなる
- e 後見類型で選挙権が剥奪されるなど欠格条項がある
- f 後見人等の資質が保障されていない



＜成年後見制度利用促進の方法＞

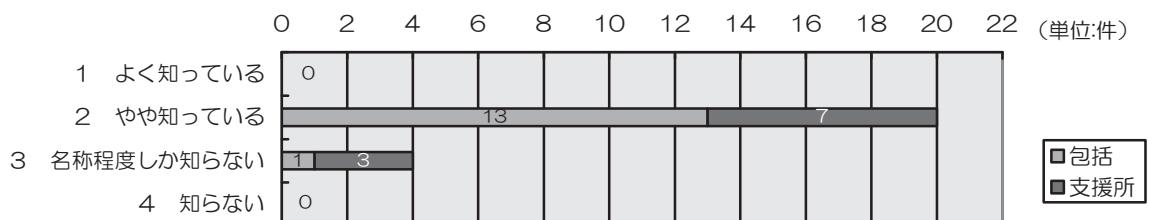
成年後見制度を利用しやすくするための方法では、「成年後見制度の利用手続き支援」が20件（26.0%）、「申立費用や後見活動報酬などの助成に関する相談」が19件（24.7%）となっています。

- a.成年後見に関する活動
- b.成年後見制度の利用手続き支援
- c.成年後見に関するセミナー等の開催
- d.申立費用や後見活動報酬などの助成に関する相談
- e.市民後見人の養成・受任の調整
- f.成年後見活動における親族や専門職への相談・支援



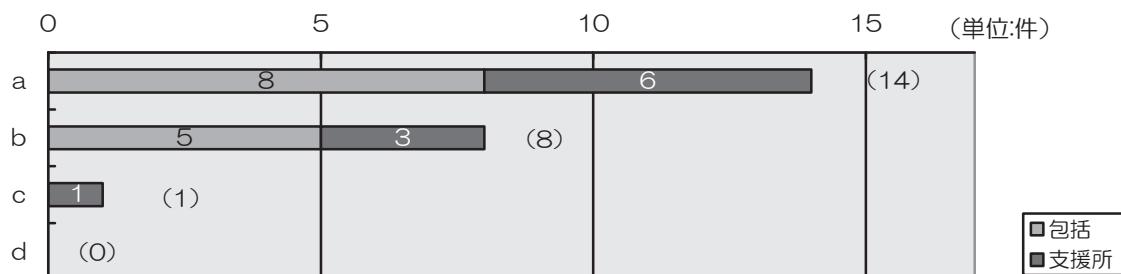
＜市民後見制度の理解度＞

市民後見制度については、概ね理解されていると思われます。



<市民後見人が担当するとよいと思われる業務内容>

市民後見人が担当するとよいと思われる業務内容では、「日常的な生活支援に限定した業務」が14件（60.9%）、「専門職後見人と連携した業務」が8件（34.8%）となっています。



a	日常的な生活に限定した業務 (心身状態の確認を含む日常的見守り行為、日常生活に必要な物品購入、家賃や福祉サービス利用料等の支出事務など)
b	専門職後見人と連携した業務 (施設等入所契約事務、債務の返済、不動産の処分、遺産分割事務などは、市民後見人単独で、スムーズな取引が困難なことから、専門職と連携して行う)
c	成年後見制度上で行える全ての代理行為の業務 (日常生活上の代理行為や財産管理の業務)
d	わからない

(3) 先進都市の市民後見人養成等の状況

本市における市民後見人養成などの参考に資するため、市民後見人養成等調査研究委員会委員による先進都市視察を行いました。

① 視察期日及び視察先

視察日	視察先
平成 24 年 8 月 6 日（月）	世田谷区社会福祉協議会 世田谷区成年後見支援センター
平成 24 年 8 月 7 日（火）	横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター
平成 24 年 8 月 8 日（水）	仙台市社会福祉協議会 仙台市成年後見総合センター

② 観察結果（概要一覧は 76 頁～78 頁）

＜各都市の主な共通事項＞

市民後見人の養成・登録

○市民後見人の養成・登録は、次のとおり慎重に取り扱われています。

◇養成研修の実施にあたっては、事前説明会が開催され、養成研修受講希望者には面接などによる選考が行われ、市民後見人に関して理解と熱意がある市民が受講する仕組みとなっています。

◇市民後見人の登録（社会福祉協議会・成年後見センターなど）にあたっては、養成研修修了者が自動的に登録されるものではなく、修了者の人物像を含め、面接などによる選考を行う仕組みとなっています。このため、「事前説明会→（選考）→養成研修→（選考）→登録」の過程の中で、実際の登録者は絞り込みされています。

- 市民後見人の養成は、毎年度行われているのではなく、後見人就任の状況を勘案して行われています。
- 参加費は、事前説明会が無料、養成研修が資料代の実費程度となっています。
- 市民後見人の養成及び登録後、登録者相互の交流、スキルアップを図る研修のほか、受任までのモチベーションの維持を図る研修の機会を用意するなど配慮されています。

後見人の就任

- 市民後見人は個人就任とし、市民後見人が就任する場合の候補者の推薦は、社会福祉協議会が設置する専門委員会などにより当該ケースに見合った市民後見人登録者を選考し、推薦が行われています。
- 受任ケースは、市民後見人であることを勘案して、紛争性のない比較的安定したケースとしています。
なお、世田谷区及び仙台市は、市（区）長申立ケースを受任することとしていますが、親族申立ケースについて、世田谷区は平成24年度から受任を開始しています。

市民後見人の活動支援

- 市民後見人の活動支援は、社会福祉協議会・成年後見支援センターが行い、監督人は社会福祉協議会が法人として就任し、牽制的分担を行っています。
- 市民後見人登録者に対しては、報酬を得る活動ではないことを伝えつつも、家庭裁判所へ報酬付与の申立てを妨げないとしています。

関係団体・機関との連携など

- 弁護士会、司法書士会（リーガルサポート）、社会福祉士会などとは、事業開始前後において密接な連携を図り、社会福祉協議会・成年後見支援センターの受任調整委員会、市民後見人選考委員会などにも参画しています。

- 家庭裁判所に対しては、事業開始前から、市民後見人の養成方法や活動内容、支援体制（監督含む）などについて説明を行ったうえで、十分な理解を得て事業の開始に至っています。
- 行政とも事業開始前から連携を図り、行政の施策、計画に盛り込まれ事業開始に至っています。

＜主な特徴的事項＞

横浜市

市民後見事業を、地域における権利擁護の推進と位置づけ、区社会福祉協議会に一定の機能・役割を設定し行うこととしています。

仙台市

成年後見制度に関する相談業務、研修業務などをNPO法人に委託しています。

世田谷区

養成した市民後見人が、社会福祉協議会・成年後見支援センターで、親族による申立書の記載などについて説明する機会が用意されているなど、市民後見人が受任するまでの間、研修やモチベーションの維持を図る工夫がされています。

市民後見人が養成研修の講師となり、後見活動の実際について講義しています。

5 市民後見人の養成に向けて

(1) 市民後見人養成の必要性

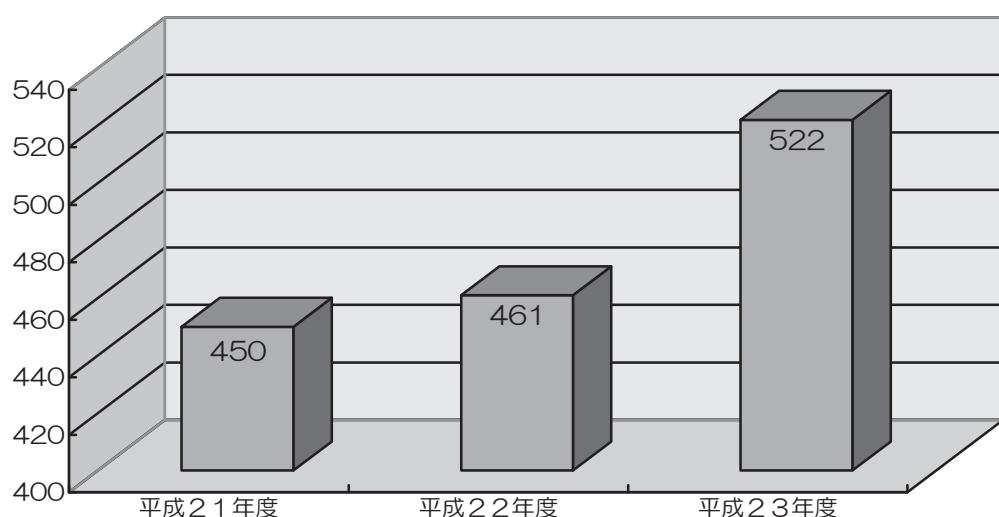
「市民後見人養成等調査研究に伴う調査」及び「札幌における成年後見等のニーズ調査」の結果などからは、成年後見制度の内容や活用に関する相談件数及び後見等審判申立件数が増加傾向にあり、成年後見制度の活用が必要な方のニーズは「日常的な生活支援」や「親族からの支援が望めない方への対応」などであることが分かりました。このことから、今後、後見人の果たす役割が重要となるとともに、その担い手として、新たな人材の確保に努める必要があると考えられます。

このため、専門職後見人と連携協力し合いながら、高い倫理観を持ち、継続したきめ細やかな後見業務を担える人材を確保するうえで、市民が後見人となる市民後見人養成を行い、福祉的な支援を必要とする方々を支えることが必要と考えます。市民後見人養成の必要性として、次のとおり 4 点を挙げることができます。

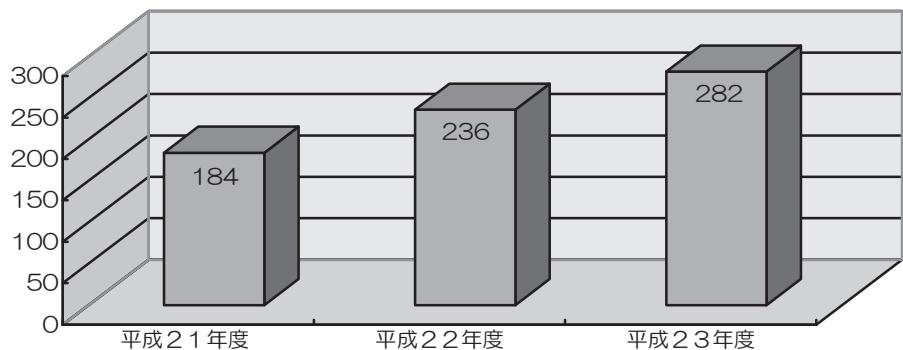
①成年後見制度に関する相談及び就任件数が増加

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部などの各機関での成年後見制度に関する相談件数が増加傾向にあり、今後も成年後見人などの後見審判申立や就任件数の増加が予想されます。

■平成21～23年度の相談件数（単位:件）



■平成21～23年度の後見等就任件数（単位:件）



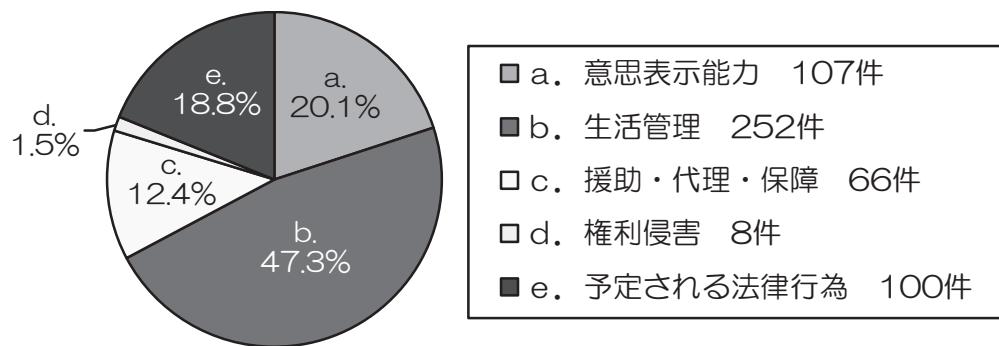
②成年後見制度などの活用が必要な方のニーズは「日常的な生活支援」

札幌における成年後見等のニーズ調査結果では、「生活管理」(※)に関するニーズの割合が高い(26頁～27頁)ことが明らかになりました。

このなかでは、判断能力が不十分な本人の必要な支援としては、日常生活における金銭管理や、食事・服薬の管理などが挙げられています。

このように、成年後見人などには、家庭裁判所の審判に基づき、本人の権利を守るために、財産の管理やさまざまな福祉サービス等を選択・契約して、安心で安全な日常生活を送るための支援が求められます。

■必要なニーズの分野別内訳

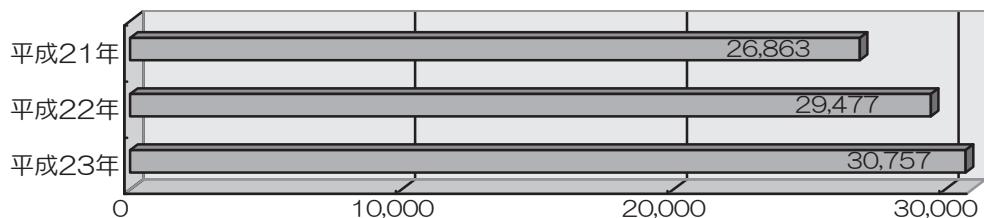


※「札幌における成年後見等のニーズ調査」問3の詳細データは65～67頁に掲載。

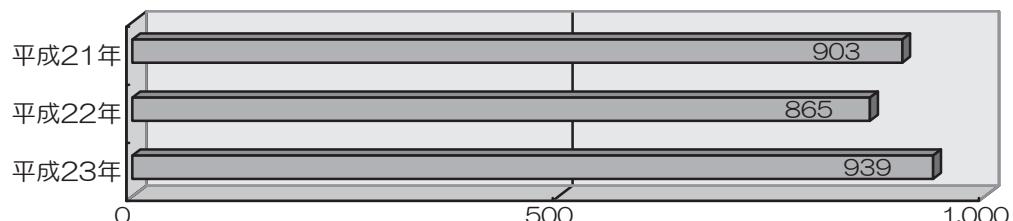
③親族からの支援が望めない方の割合が増加

法定後見の申立件数は増加していますが、親族支援が望めない方の割合も増加傾向(平成23年は48.2%であり、平成22年と比較して8.6%増)にあり、親族等以外で成年後見人などに就任することのできる人材の確保が求められます。

■全国の法定後見の申立件数（単位:件）

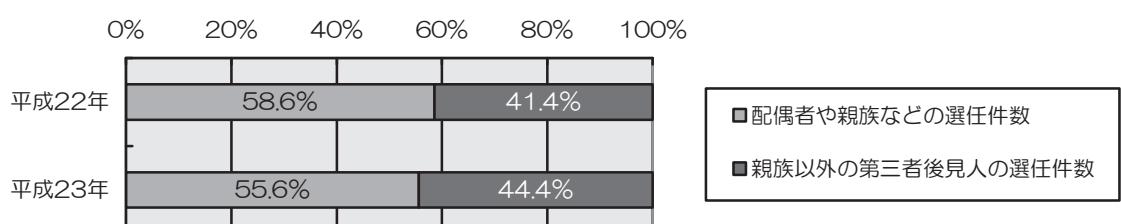


■札幌家庭裁判所管内の法定後見の申立件数（概数）（単位:件）



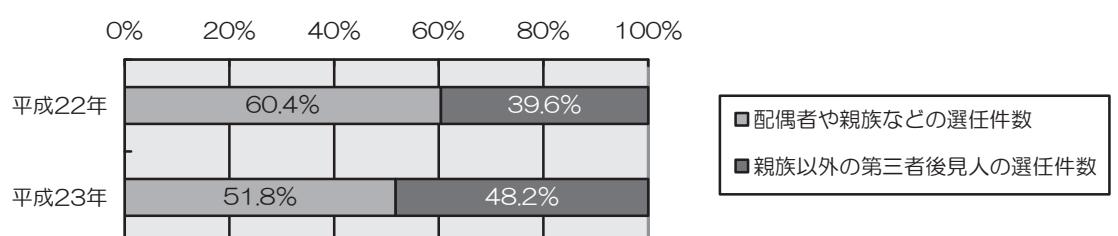
■全国の家庭裁判所が選任した件数（成年後見人等と本人との関係）

(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より)



■札幌家庭裁判所管内で選任した件数（成年後見人等と本人との関係）

(札幌家裁への聞き取りによる)



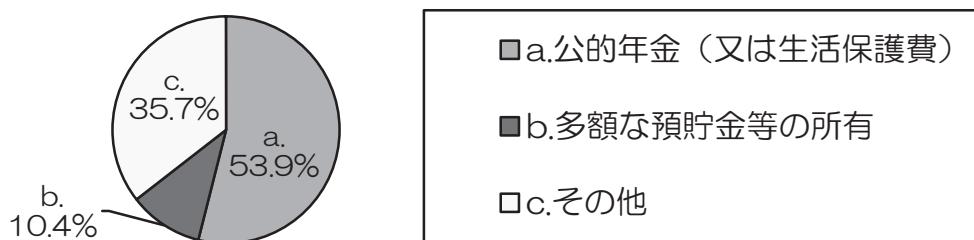
④支援が必要な方の経済状況は、公的年金や生活保護を受給している傾向が高い

札幌における成年後見等のニーズ調査結果では、支援を必要とする方の収入状況をみると、公的年金（又は生活保護費）の受給者が全体の53.9%を占めました。また、成年後見制度の活用にあたっては、申立費用や後見報酬の負担が課題・問題点として挙げられています（28頁下段の図表）。

本来、成年後見制度は、費用などの負担ができないという理由でその活用が妨げられるものではないことから、より一層、成年後見制度の周知を図ることが必要です。

今後とも、申立件数の増加が予想され、親族以外の後見人を必要とする場合が増加すると考えられることから、後見報酬などの費用負担が困難な方への対応のためにも、新たな後見人の確保が求められます。

■収入状況（札幌における成年後見等ニーズ調査）



（2）市民後見人への期待

市民後見人は、本人の自己実現を尊重し、地域生活を継続的に見守り支援する市民活動の担い手として期待されます。

①地域生活を支える存在（継続的・連続的な見守り）としての意義

本人とのコミュニケーションを積極的に図り、健康面・精神面・日常生活面を支え、きめ細かな配慮と支援が期待されます。

②ボランティア精神の発揮

地域生活のなかで、お互いに支え合うボランティア精神による市民活動の担い手として期待されます。

③権利擁護・成年後見制度を支える新たな担い手

権利擁護・成年後見制度の理解を深め、地域活動に取り組む新たな担い手として期待されます。

（3）市民後見人像

本人の生き方を尊重し、個人としてより添いながら、財産を守り、地域住民の支え合いと権利擁護を推進する担い手として、位置づけます。

①地域生活を支える存在として、本人により添い、見守りに力点を置いたきめ細やかな役割を担います。

②法に基づき、本人の生活全般にわたる権利擁護活動を推進していきます。

③成年後見制度や地域福祉に関する知識や技術について、養成研修課程の修了と登録、研修の研鑽を継続的に行っていきます。

(4) 市民後見人の就任形態と就任ケース

成年後見人などの就任は、親族や弁護士など専門職が「個人」として就任する場合と、社会福祉法人などが「法人」として就任する場合があります。

札幌における市民後見人の就任形態と就任ケースは、地域の身近な存在と住民相互に支え合う活動の観点から、次のように位置づけます。

① 「個人」として就任

市民後見人の就任形態は、本人により添いながら信頼関係をつくり、日常生活のきめ細やかな見守りと支援に力点を置く「個人」として就任することが望ましいと考えます。

但し、日常生活上の適正な金銭の管理や、本人の年齢や生活歴などを踏まえて、本人との信頼関係を円滑に得られるように市民後見人の男女ペアで対応するなど、市民後見人相互で協力しながら支援できるよう、一つの事案に「複数人」就任することも可能となることが望ましいと考えます。

また、複数人就任は、より多くの後見業務経験者を生み出すだけでなく、後見業務における相互の牽制作用を働かせる点において有効であると思われます。

なお、市民後見人が適正な後見業務を行うため、必要に応じて家庭裁判所が後見監督人を選任することがあります。

② 就任するケース

市民後見人が就任するケースは、本人へのより添いと見守りを大切にするとともに、次の要件をすべて満たすことが望ましいと考えます。

なお、施設に入所しているかどうかなど居住の形態は問わないものとします。

○紛争性が無いこと

○多額な預貯金の管理、不動産の処分及び債務の弁済などの財産管理が必要でないこと

（5）市民後見人の報酬

市民後見人は、本人の生き方を尊重し、個人としてより添いながら、財産を守り、地域住民の支え合いと権利擁護を推進する担い手であり、その後見活動は、後見報酬を目的として活動するものではありません。

但し、家庭裁判所は、被後見人の財産の中から、相当な報酬を成年後見人などに与えることができる（※）ため、市民後見人が報酬付与の申立てを行うこと自体を妨げるものではありません。

※ 民法862条「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる」。

6 市民後見人養成研修

(1) 養成研修事前説明会

市民後見人養成研修の実施にあたり、受講者募集のための事前説明会を実施します。同説明会において、成年後見制度の内容や札幌における制度の活用状況、市民後見人の意義と必要性などについて説明を行い、多くの市民の養成研修参加への機会として位置づけることが望ましいと考えます。

①実施回数 年2回程度

②説明内容 市民後見人養成に係る意義・必要性及び受講要件と研修内容
認知症高齢者や障がいのある方などの権利擁護の重要性、活動
支援体制等

(2) 研修受講要件

市民後見活動に理解と関心が高い方で、次の5つの要件に該当する方を受講の対象者とすることが望ましいと考えます。

①事前説明会に出席すること

②札幌市民であること

市民後見人は、地域に住む本人の見守り役として、よりきめ細やかな後見活動を担うことが期待されることから、札幌に住民票があり、実際に居住している市民とします。

③年齢が25歳以上70歳未満であること

○下限年齢(25歳)の設定について

将来を担う一定程度社会経験を積んだ若い年齢層の人材確保が必要なことから、下限年齢を被選挙権が与えられる25歳とします。

○上限年齢（70歳）の設定について

後見活動は一度審判を受け成年後見人などに選任されると、本人の死亡まで継続して行わなければなりません。このため、身心共に健康で長期にわたり後見活動ができるよう、受講年齢の上限を70歳とします。

④指定したすべての研修を受講することが可能で、市民後見人として活動できること

認知症高齢者や障がいのある方などの権利擁護が後見活動の中心となるため、この方々の視点に立った理解が不可欠であり、全ての研修科目を受講できる方とします。

⑤後見人の養成研修を実施する職能団体の資格を有しないこと

弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士などの有資格者は、成年後見人等に選任されるにあたって、それぞれの専門性が期待されることから、各団体で実施している養成研修を受講することが望ましく、当養成研修受講の対象者に含めないこととします。

（3）研修受講者の選考

市民後見人の活動は、家庭裁判所の審判の確定によって法的に認められる公的任務であることから、研修の受講者選考にあたっては厳正に行うことが必要と思われます。

このため、上記（2）研修受講要件にある5つの受講要件を満たした受講対象者全員の中から、次の方法により各研修に進む受講者を選考することが望ましいと考えます。

①第1次選考（基礎研修受講者の選考）

受講対象者全員から、市民後見活動に対する理解及び市民後見人としての活動意欲を確認するためレポートなどを提出していただき、基礎研修受講者の選考を行います。

②第2次選考（実務研修受講者の選考）

基礎研修修了者に対し、研修内容の理解度及び市民後見人としての適性を判断するため、レポートなどの提出や面接を行い、実務研修受講者を選考します。

③第3次選考（最終研修修了者の決定）

実務研修修了者に対し、後見活動を行うための必要な知識・社会規範などの理解度及び市民後見人としての適性を判断して、最終修了者を決定します。

（4）研修内容

養成研修は、「基礎研修」及び「実務研修（含む体験実習）」の2本立てとした内容が望ましいと考えます。（※「市民後見人養成のための基本カリキュラム」を参照）

①基礎研修

基礎研修は、成年後見制度の基礎、関係制度・法律、市民後見人の役割・必要性及び行動規範と倫理などに関する基本的な内容とします。

また、後見活動の対象者となる認知症高齢者及び障がいのある方などの特性についても習得できる内容とします。

②実務研修

実務研修では、審判申立や後見活動に係る具体的手続きについて習得するとともに、演習問題によるグループ討論、対人援助の基礎及び市民後見人活動の実務を学び、社会福祉施設での対人援助活動などを実地体験する機会を設定します。

※ 平成23年度老人保健健康増進等事業により、厚生労働省、法務省、最高裁判所がオブザーバーとして参加した「介護と連動する市民後見研究会」（事務局：NPO法人地域ケア政策ネットワーク）において策定されたもの。

③カリキュラム

○基礎研修 23 単位/1,380 分

科目	単位	時間（分）
市民後見概論	3.0	180
対象者理解（高齢者・認知症の理解、障がい者の理解）	4.5	270
成年後見制度の基礎（成年後見制度概論、各論Ⅰ（法定後見制度）、各論Ⅱ（任意後見制度）、成年後見制度と市町村責任／消費者保護、地域福祉・権利擁護の概念） ＜基礎的な知識を習得できるように、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」で示した単位より2単位（120分）を追加。＞	6.0	360
民法の基礎（家族法、財産法）	2.0	120
関係制度・法律（介護保険制度、高齢者施策（高齢者虐待防止法）、障害者施策（障害者虐待防止法）、関係諸制度の基礎（生活保護法・健康保険制度・年金制度）、税務申告制度など）	5.5	330
市民後見活動の実際	2.0	120

○実務研修 29 単位/1,740 分

科目	単位	時間（分）
対人援助の基礎	2.0	120
体験実習（社会福祉施設などの実習）	8.0	480
家庭裁判所の機能	1.5	90
成年後見の実務（申立手続き書類の作成、財産目録の作成、後見計画・収支予定の作成、後見報告書の作成、後見付与申立の実務、後見事務終了時の手続き／死後事務）	9.5	570
課題演習（事例の検討）	5.0	300
体験実習及び市民後見人への志望動機発表	3.0	180

（5）研修費用の負担

養成研修に係る費用の負担について、「講師謝金」「使用するテキスト代」「資料印刷代」及び「実地体験のための交通費」などが必要となります、これら費用の一部を受講者負担として徴収することが望ましいと考えます。

7 市民後見人活動の仕組みと支援

(1) 市民後見人候補者の選考と登録

市民後見人候補者の選考と登録について、次の方法が望ましいと考えます。

①登録時の選考

市民後見人養成研修（基礎及び実務研修）の最終修了者に対して、市民後見人として活動するための意志、意欲や成年後見制度の基本である認知症高齢者や障がいのある方などに対する権利擁護の視点などの理解度を確認して、市民後見人候補者登録の可否を判断し決定します。

なお、他市町村や関係団体で市民後見人養成研修を修了した方の登録の可否については、受講内容などを考慮して個別に判断し決定します。

②登録期間・更新手続き

ア 登録期間

市民後見人候補者の登録期間は1年とし、毎年更新を行います。

なお、市民後見人選任期間中は、登録を継続することとします。

イ 更新手続き

登録更新手続きは、市民後見人候補者としての活動意欲などを勘案しながら、継続研修の受講状況など必要な知識、スキル等を維持しているかについて判断し、登録更新の可否を決定します。ただし、登録可能な年齢については、個々人の健康状態などに配慮し検討することとします。

(2) 市民後見人の受任と推薦

市民後見人の受任と推薦について、次の方法が望ましいと考えます。

① 市民後見人の受任事案の判断

市民後見人による受任が望ましい事案について、次のア及びイのいずれにも該当するかを見極めた上で、その適否を判断します。

ア 紛争性が無いこと

イ 多額な預貯金の管理、不動産の処分及び債務の弁済などの財産管理が必要でないこと

② 市民後見人候補者の推薦方法

市民後見人候補者について、次の項目を勘案して選考し、候補者の内諾を得て、家庭裁判所に推薦します。

ア 本人居住地との関係

イ 本人との利害関係

ウ 候補者の健康状態

エ 候補者の家族状況

(3) 市民後見人の監督

後見監督は家庭裁判所が行いますが、必要に応じて後見監督人を選任することがあります。この場合は、後見監督人の監督を家庭裁判所が行います。

後見活動が適正に行われるためには、市民後見人が行う本人の預貯金管理状況や援助活動を定期的に把握し、適切な指導、助言を行う体制が必要と思われます。

民法第851条（後見監督人の職務）<参考（条文を抜粋）>

後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 1 後見人の事務を監督すること。
- 2 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
- 3 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 4 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

(4) 損害保険等の内容

損害保険などの内容について、次のような加入方法が望ましいと考えます。

①賠償責任保険の加入

家庭裁判所の審判確定後、市民後見人が後見活動を行うにあたり、第三者（本人を含む）に被害（損害）を及ぼす場合があることを想定し、何らかの賠償責任保険に加入することが必要と考えます。

②ボランティア活動保険の加入

養成研修受講中の体験学習や市民後見人候補者として登録後受任前の活動に對しては、ボランティア活動保険に加入し、活動中の事故等に備えるものとします。

(5) 市民後見人（候補者）のスキルアップ（フォロー活動）

市民後見人候補者に対し、登録時から、また市民後見人としての受任以後も、後見活動を適正且つ安心して行ってもらうために、次のとおり継続して支えていく活動支援体制を整えていくことが望ましいと考えます。

①市民後見人候補者の登録後から後見受任までの支援（サポート）

ア 市民後見人候補者の組織化と継続研修の実施

市民後見人候補者として登録された方を組織化するとともに、定期的な習熟研修を専門職後見人や関係機関・団体などの協力を得ながら実施します。

イ 権利擁護活動への参画

市民後見人候補者が、成年後見制度などの権利擁護活動の知識を生かすために、関係機関・団体などとも連携を図りながら、地域福祉や権利擁護活動に協力できる機会を設けます。

②市民後見人としての受任後に対する支援（サポート）

ア 後見活動に対する助言など

市民後見人として後見業務を受任し、後見活動を開始する際や、活動中の困り事などに対し、後見業務を適正に行うことができるよう、隨時相談に応じるなど、助言ができる相談支援体制を整えます。なお、相談・支援を行う際には、本人のプライバシーに十分留意をしていきます。

イ 成年後見活動に関わる関係機関・団体との連携

市民後見人の後見活動が困難化したときに、専門職から助言、指導及び支援などが受けられる連携体制を整えます。

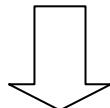
（6）市民後見事業と法人後見の関係

平成12年の民法等の一部改正により、法人が成年後見人などになることが可能となり、全国的に社会福祉協議会やその他の法人が選任されています。法人による後見は、組織による対応となるため長期的な後見活動に適するなどの特性があります。

札幌では、札幌市社会福祉協議会が、平成20年度から法人として札幌家庭裁判所の選任を受け、後見業務を実施しています。この業務は、報酬が期待できない場合に選任されるなど、市民後見人に期待される役割と共通する部分が多いため、市民後見事業の推進を図る上で、養成などに際して活用することが望ましいと考えます。

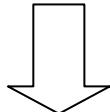
＜受講者の募集及び受講者の決定＞

- ①募集のお知らせ → ②事前説明会 → ③申込受付 → ④第一次選考
→ ⑤受講者決定



＜養成研修及び登録＞

- ⑥基礎研修 → ⑦第二次選考 → ⑧実務研修 → ⑨第三次選考（登録）



＜市民後見人スキルアップ＞

- 市民後見人登録者の組織化と継続研修
- 権利擁護活動への参画

＜市民後見人候補者の就任調整及び市民後見人への支援等＞

- ⑩市民後見人の受任が望ましい事案 → ⑪受任調整、候補者の選考
→ ⑫家庭裁判所に推薦 → ⑬家庭裁判所による選任
→ ⑭成年後見人などの就任 → ⑮市民後見人の活動 → ⑯市民後見人の支援など

8 市民後見人養成・活動支援の体制

(1) 後見実施機関の設置

市民後見人が適正・円滑に後見活動を実施できるように、養成・登録から後見受任調整、支援までの総合的・一体的な運営を目指すとともに、成年後見制度に関わる関係機関・団体との連携・協働や幅広い市民の参画など、地域の様々な社会資源と連携して取り組むために、後見実施機関を設置していくことが望ましいと考えます。

(2) 後見実施機関の機能と役割

後見実施機関の機能と役割について、次のことが望ましいと考えます。

①成年後見制度の広報・啓発などの推進

各種メディアや広報物などを活用した情報発信など、市民等を対象とした幅広い広報・啓発を実施します。

②市民後見人の養成・育成及び後見活動支援の実施

ア 市民後見人の養成・登録及び候補者の選考

市民（41頁～42頁「研修受講要件」参照）を対象として受講者を選考し、市民後見人を養成するための研修を実施します。

養成研修の修了者の中から市民後見人候補者を選考し、名簿を作成します。

また、市民後見人として家庭裁判所に推薦する者を選考します。

イ 市民後見人候補者の育成と支援

市民後見人候補者が、定期的な習熟研修や後見活動の実践を学べる機会を設けます。また、市民後見人候補者に登録された方の組織化を行い、一定の権利擁護・成年後見制度を学んだ人材として、地域活動に取り組めるよう支援します。

ウ 市民後見人受任者への支援

市民後見人受任者の後見活動を支援するために、専門職後見人機関（※1）や関係団体と連携し、相談体制を整えます。

③成年後見制度の総合的な推進

ア 成年後見に関わる専門職後見人機関・団体などとの連携

専門職後見人機関・団体や行政などの参画を得て、後見実施機関内に運営委員会を設置します。

さらに、家庭裁判所をはじめ、専門職後見人機関・団体及び行政などと緊密な連携を図りながら、市長申立の現状、専門職後見人機関・団体における相談傾向など、後見ニーズの情報を共有する機会を設けます。

イ 成年後見・権利擁護関連事業との総合的・一体的な運営

市民後見推進に関わる事業と成年後見・権利擁護関連事業（日常生活自立支援事業、法人後見事業など）が相互に連携を図ることができるよう、総合的・一体的な組織運営に努めます。

（3）運営委員会の設置と機能

運営委員会の機能と役割について、次のことが望ましいと考えます。

①運営委員会の設置

後見実施機関の適正な運営と成年後見制度の総合的な推進を図るために運営委員会を設置します。

運営委員会の委員は、専門職後見人機関・団体や行政の関係者などで構成します。

※1 弁護士会や司法書士会など、専門職後見人が所属する団体を言う。本書においては、この定義で掲載する。

②運営委員会の機能

ア 養成研修受講者や市民後見人候補者に関する選考（選考部会）

養成研修受講者（42頁～43頁「研修受講者の選考」参照）及び市民後見人候補者登録（45頁参照）の選考を行います。

イ 市民後見人の受任調整など（受任調整部会）

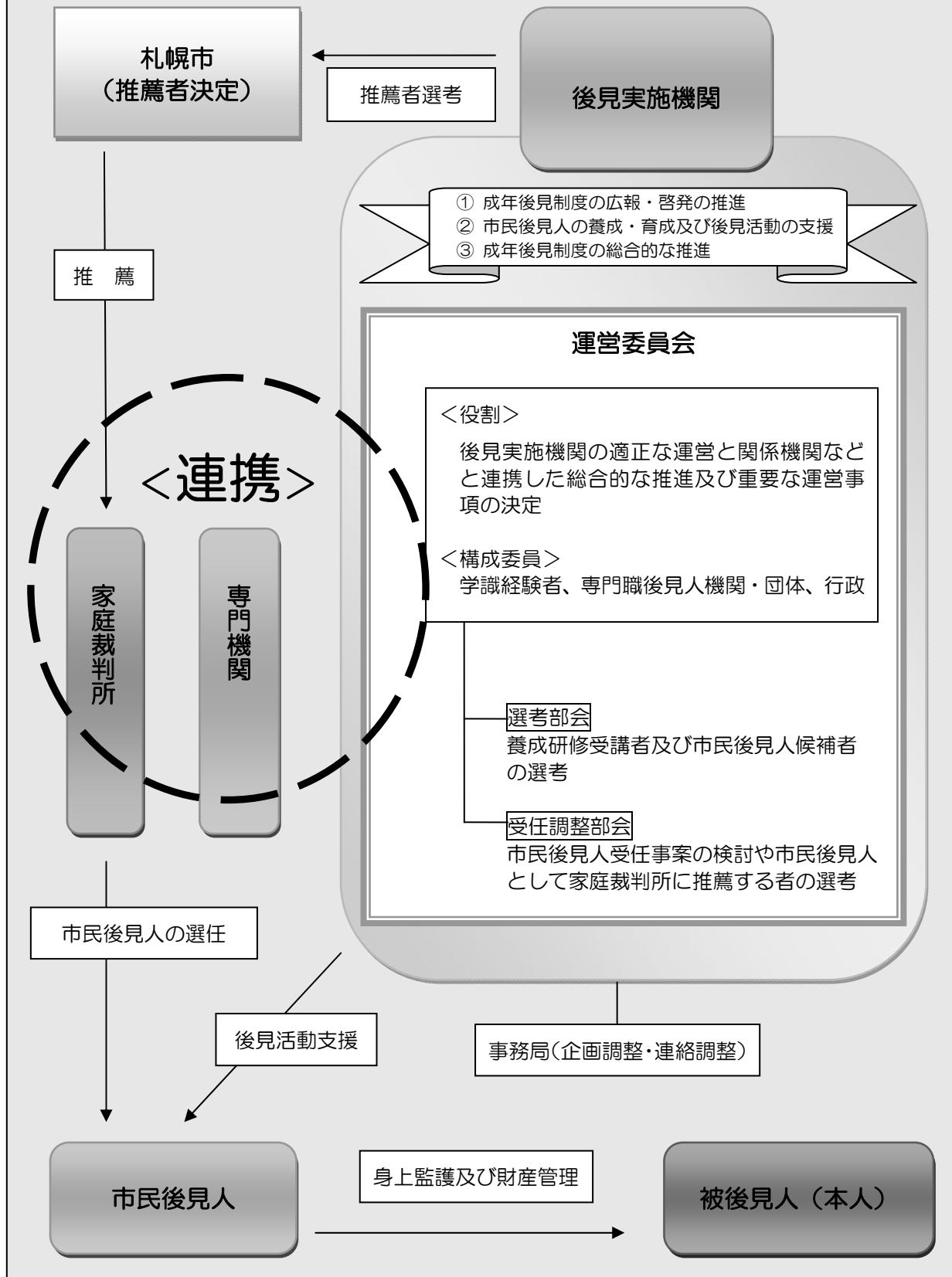
市民後見人候補者の中から事案に応じて面接などを経たうえで選考します。

（45頁～46頁「市民後見人の受任と推薦」参照）

（4）事務局の設置

市民後見人の養成・研修の企画調整、市民後見人候補者からの相談対応、専門職後見人機関との連絡調整、さらに運営委員会を適正に運営するために事務局体制を整える必要があると考えます。

札幌における市民後見人活動体系図（イメージ）



9 関係機関・団体との連携

市民後見制度が円滑に活用され、持続可能な制度となるためには、札幌市、専門職後見人機関・団体、及び札幌市社会福祉協議会など関係機関・団体が、相互に協力・連携して、市民後見人養成・研修から支援まで、一貫した市民後見活動支援の仕組みをつくることが必要であると考えます。

(1) 専門職後見人機関・団体

専門職後見人としてこれまでの実績と社会的な信頼を活かし、市民後見人養成・研修から支援までの仕組みづくりに対し、積極的な関わりを期待します。

具体的には、研修受講者の選考、養成研修内容、市民後見人の受任調整及び支援について、その専門性を活かした協力・参画を求めます。

(2) 札幌市社会福祉協議会

札幌市社会福祉協議会は、これまで日常生活自立支援事業を核とする福祉サービス利用者の権利擁護や法人後見事業、市長申立事務をはじめとする成年後見利用支援事業に取り組んできており、これらの実績や経験を十分に活かし、市民後見制度の推進に積極的に参画することを期待します。

(3) 札幌後見支援の会

札幌後見支援の会は、家族、親族からの支援が望めない人や経済的な困難を抱えている方のために、社会貢献の一環として、家事調停委員、参与員、家庭裁判所OBなど、成年後見制度に関する専門的知識を有する方々が第三者後見人として活動する団体であり、市民後見活動推進の先駆者として、積極的な関わりを期待します。

10 被後見人の権利を守るために

(1) 市民後見制度の推進に向けて

これからの少子高齢社会において、判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などの権利擁護を推進することが、より一層重要となります。

今後、成年後見制度の活用がより見込まれる中で、従来後見人に選任されてきた親族や専門職後見人だけでは後見人の不足が懸念され、親族や専門職後見人以外の市民が後見人となる市民後見制度が円滑に活用されるためには、成年後見人などの選任・監督機関である家庭裁判所との連携を図ることが何よりも重要です。

このことから、市民後見人が選任されるためには、養成・研修から活動支援まで、札幌における市民後見の仕組みづくりの考え方を、計画の段階から家庭裁判所と協議し、意見交換などを行いながら、信頼が得られる体制づくりに向けて努力し、被後見人の権利を守ることが必要であると考えます。

おわりに

このたび、2年間の調査研究を終え、杉岡委員長をはじめ市民後見人養成等調査研究委員会の8名の委員により、札幌の市民後見人養成等に関する最終報告書がまとめられ、今後の札幌における市民後見制度の方向性が示されたところです。

少子高齢社会の中で、高齢者や障がいのある方など、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスなどの選択や権利擁護を推進していく必要があり、そのひとつが「成年後見制度」です。

全国的な統計では、現在、後見審判申立の約5割が、親族以外の成年後見人などとして選任されており、今後、法律や福祉の専門職後見人だけでは後見人不足が懸念されます。

すでに、市民が後見人である「市民後見人」が誕生し、後見活動している実態もあることから、札幌においても、関係機関や団体などが連携協力し、家庭裁判所からも信頼される市民後見活動の支援の仕組みの構築が急務であると思われます。

市民後見推進事業は、スタートしたばかりであり、家庭裁判所、専門職後見人の機関・団体などから信頼される市民後見人の養成には、多大な時間を要することも予想されますが、これからの中子高齢社会に対応するために、今からその仕組みづくりに着手することが求められています。

末筆ではありますが、この調査研究に伴い、アンケート調査などにご協力いただきました関係機関をはじめ、本調査研究委員会のオブザーバーとしてご参画いただきました札幌家庭裁判所には、貴重なご意見ご助言を賜りましたことを、ここに厚くお礼申し上げます。

平成26（2014）年1月

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

会長 大公一郎

附屬資料

(1) 市民後見人養成等調査研究委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、高齢者・障がい者生活あんしん支援センター事業における成年後見制度を支える市民後見人の養成に向けた調査研究事業の実施にあたり、本市における成年後見等の充実や市民後見人の在り方・養成などについて調査研究をするため、「市民後見人養成等調査研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本市における成年後見等事業の充実に関すること
- (2) 市民後見人の在り方や養成などに関すること
- (3) 成年後見等における関係機関の連携及び役割に関すること
- (4) 成年後見等の市民ニーズの調査等に関すること
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は委員若干名をもって構成し、委員長1名、副委員長1名を互選する。

(運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となり委員会を総理する。

2 委員会の議事は、委員総数の過半数をもって決定し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。

(委嘱)

第5条 委員は次の各号の中から会長が委嘱する。また、会長は審議事項等の内容により、別にオブザーバーを委嘱することができる。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 札幌後見支援の会

- (5) 学識経験者
 - (6) 司法・行政関係
 - (7) その他
- (任期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(委員の報酬)

第8条 委員会を構成する委員の報酬等については、別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成24年3月7日から施行する。

(2) 市民後見人養成等調査研究委員会委員名簿（平成 26 年 1 月現在）

(順不同・敬称略)

区分	所 屬 等	氏 名	備 考
弁護士	札幌弁護士会 (堀江・大崎・綱森法律事務所)	大崎 康二	副委員長
司法書士	成年後見センター・リーガルサポート 札幌支部 副支部長 (千貝司法書士事務所)	千貝 愛	
社会福祉士	北海道社会福祉士会・権利擁護センタ ーはあとなあ北海道	野村 宏之 【高橋 修一】	
札幌後見 支援の会	札幌後見支援の会 顧問	川上 宏志	
学識経験者	北星学園大学社会福祉学部 教授	杉岡 直人	委員長
	北海道大学法学部 教授	藤原 正則	
司法・行政	札幌市保健福祉局総務部 地域福祉推進担当課長	吉田 祐之	
オブザーバー	札幌家庭裁判所 家事次席書記官	石田 有二 【堀江 優子】	
札幌市社協	札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長	馬場 伸哉	

<札幌市保健福祉局（オブザーバー）>

総務部総務課福祉活動推進担当係長瀬川 裕佳子

【総務部総務課地域福祉推進係長後藤慶子】

総務部総務課地域福祉推進係佐藤 学

<事務局>

札幌市社会福祉協議会地域福祉部自立支援課権利擁護係

※【】内の委員等は、平成 25 年 3 月 31 日までの任期

(3) 市民後見人養成等調査研究委員会開催状況

○平成24年度

区分	開催期日	内 容
準備会	平成24年3月7日(水)	○正副委員長の選任 ○これからの委員会の進め方
第1回	平成24年5月21日(月)	○準備会の論点整理 ○成年後見制度等の潜在的ニーズ調査に係る目的と実施方法の検討 ○成年後見制度支援機関等への調査方法
第2回	平成24年7月23日(月)	○成年後見制度支援機関等の実態状況(調査結果) ○札幌における成年後見等のニーズ調査(案)の検討
第3回	平成24年9月19日(水)	○札幌における成年後見等のニーズ調査(案)の検討【継続事項】 ○先進都市の視察報告
第4回	平成24年11月28日(水)	○札幌市における市民後見人像と受任形態の検討
第5回	平成25年1月28日(月)	○これまでの委員会での論点整理(札幌市における市民後見人像と受任形態の検討【継続事項】) ○ニーズ調査結果の検証 ○中間報告書の作成に向けた論点整理
第6回	平成25年3月18日(月)	○中間報告書の最終審議

○平成25年度

区分	開催期日	内 容
第1回	平成25年6月14日(金)	○平成25年度の審議内容とスケジュール ○市民後見人養成研修のあり方

		<ul style="list-style-type: none"> ・事前説明会の開催 ・研修受講者の要件 ・研修受講者の選考方法 ・研修の内容 ・研修費用の負担
第2回	平成25年7月23日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回の会議概要（論点整理） ○市民後見人活動の仕組みと支援のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人候補者の登録と要件 ・市民後見人の受任と推薦方法 ・市民後見人の監督 ・損害賠償等内容と費用負担 ・市民後見人のスキルアップ（フォロー活動） ・市民後見事業と法人後見の関係 ○市民後見人養成・活動支援体制のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成・登録、受任調整及び支援に関する体制 ・成年後見制度に関する関係機関・団体との連携 ・家庭裁判所の信頼を得るために
第3回	平成25年8月27日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回の会議概要（論点整理） ○養成研修受講者や市民後見人候補者の要件 ○市民後見人の支援方法（就任形態に伴う諸課題） ○市民後見人を支援するための後見実施機関のあり方 ○最終報告書の構成（案）
第4回	平成25年12月5日（木）	○最終報告書の最終審議

調査資料

(1) 札幌における成年後見等のニーズ調査

(2) 先進都市の視察報告

「札幌における成年後見等のニーズ調査」 調査結果

【※地域包括支援センターは「包括」、障がい者相談支援事業所は「支援所」と表記する。】

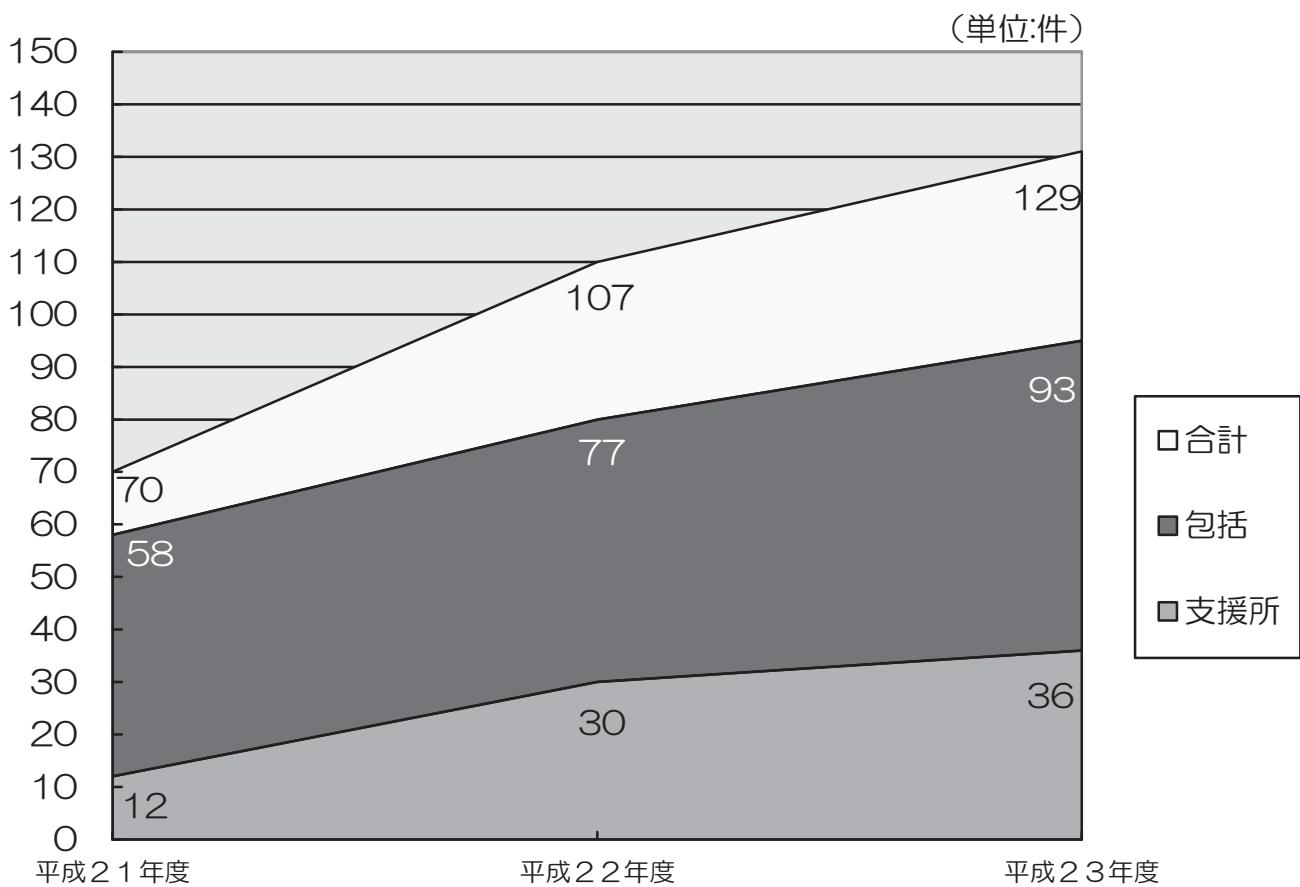
成年後見制度に関する相談件数

問1 貴所における成年後見制度に関する相談件数をご記入ください。



相談件数は、全体として増加傾向にある。

(H21：70件 → H22：107件 → H23：129件)

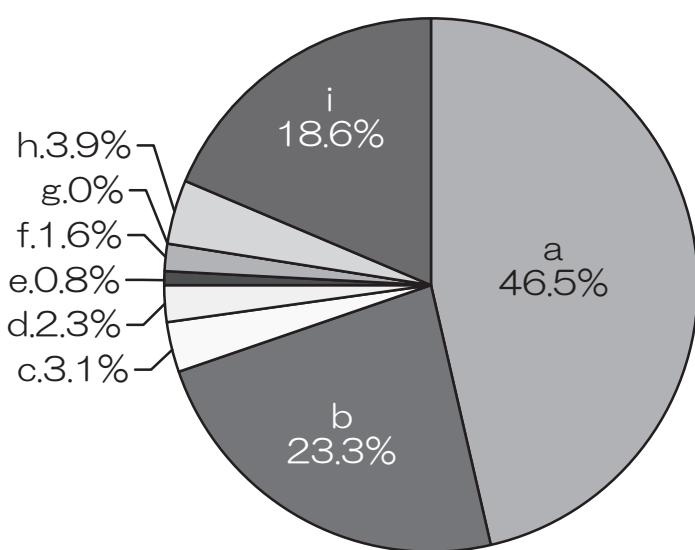
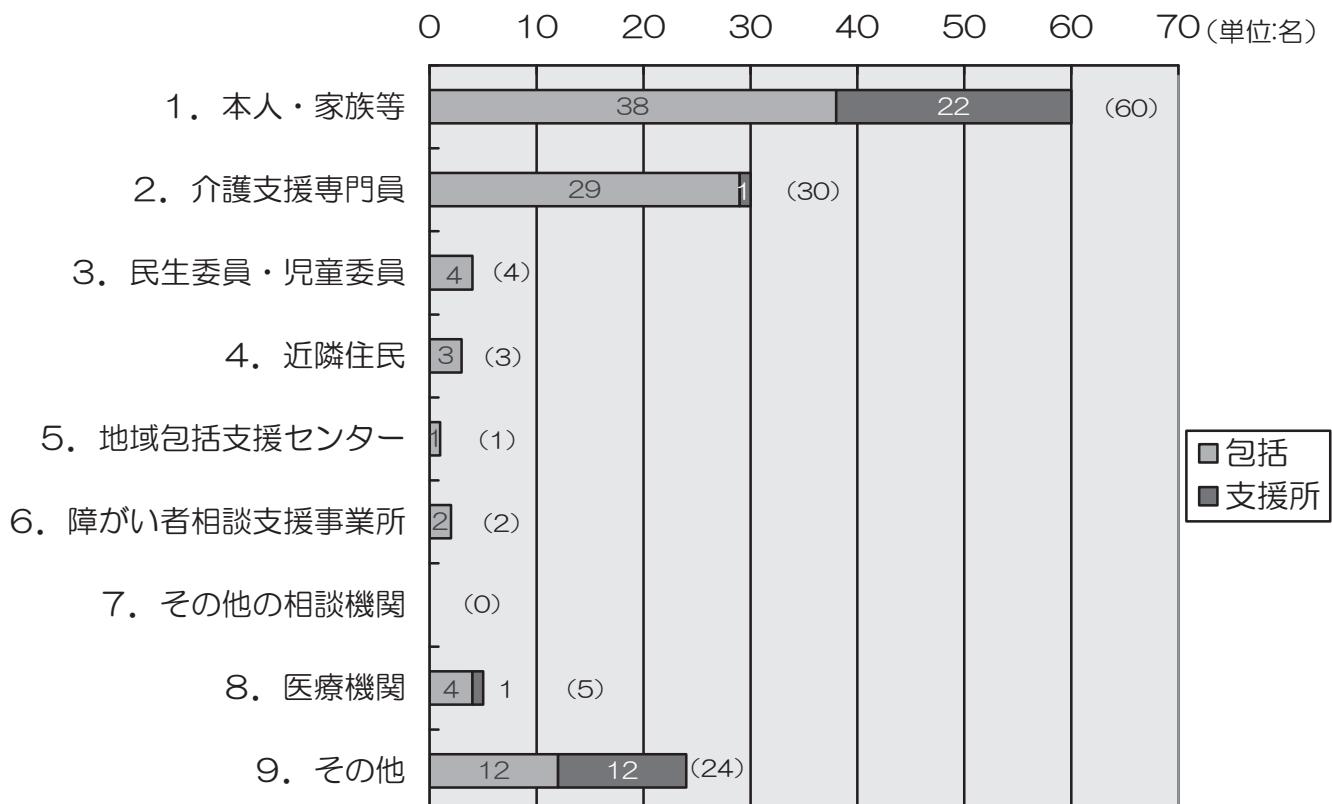


成年後見制度に関する主たる相談者

問2 問1（平成23年度実績）の主たる相談者について、該当する項目に件数をご記入ください。



「本人・家族等」からの相談が60名(46.5%)、次いで、「介護支援専門員」からの相談が30名(23.3%)であった。



- a. 本人・家族等
- b. 介護支援専門員
- c. 民生委員・児童委員
- d. 近隣住民
- e. 地域包括支援センター
- f. 障がい者相談支援事業所
- g. その他の医療機関
- h. 医療機関
- i. その他

※「その他」内訳

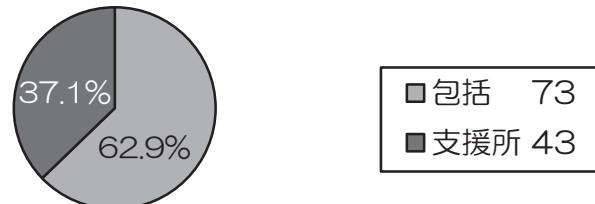
区役所、予防センター、グループホーム、成年後見支援機関、成年後見人等

「成年後見制度等の活用が必要なニーズ」件数

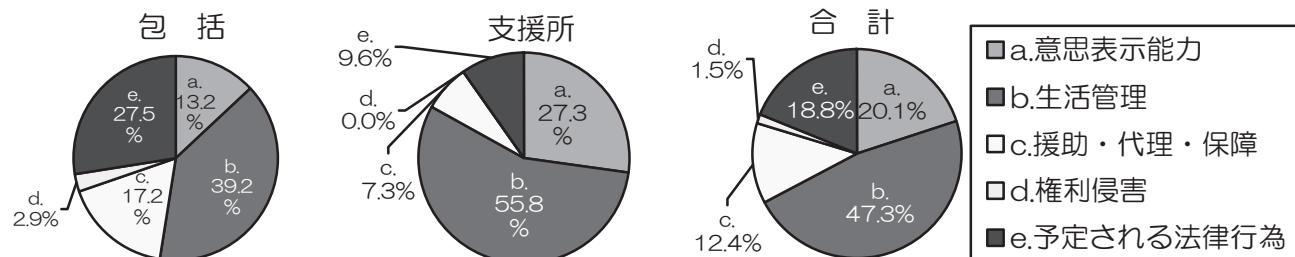
問3 貴所の支援対象者において「成年後見制度等の活用が必要なニーズ」の該当する件数をご記入ください。(※直接、支援者を抱えている場合のみご回答ください。)



成年後見制度等の活用が必要なニーズを支援している方は 116 名となっている。(平成 24 年 3 月末現在)



成年後見制度等の活用が必要なニーズの分野別では、<生活管理>が高い割合を占めている。



<意思表示能力>分野

「自分が希望するサービスや医療を受ける機関との連絡・協議ができない」ニーズが高い割合を占めている。(50 件)

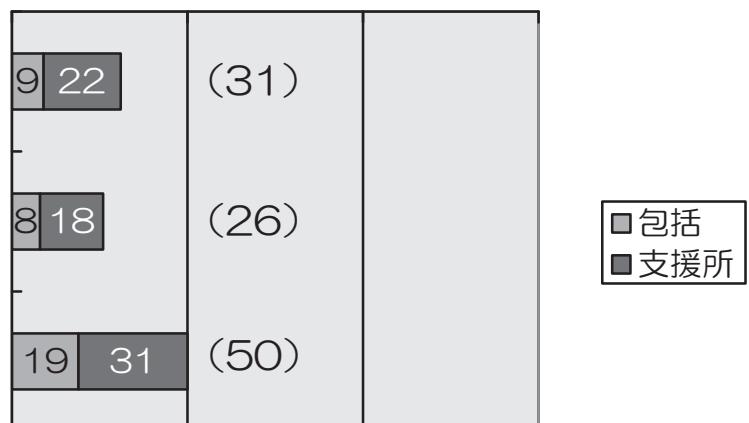


0 50 100 150 (単位:件)

自分の意思で、苦情・不満の表現が口頭で伝達できない

自分で文字を書き、情報や意思の表示ができない

自分が希望するサービスや医療を受ける機関との連絡・協議ができない



<生活管理>分野

「収入・支出の計画が立てられない」（63件）、次いで、「食品、生活用品の購入のための日常的金銭管理が出来ない」（52件）、「食事・服薬の管理に支援が必要である」（51件）が占めている。



0 20 40 60 80 (単位:件)

食事・服薬の管理に支援が必要である

26 25

(51)

現在はいるが、将来にわたり、継続的に本人を見守る親族等がない

21 26

(47)

食品・生活用品の購入のための日常的金銭管理が出来ない

20 32

(52)

収入・支出の計画が立てられない

24 39

(63)

衛生的な生活環境を整えられない

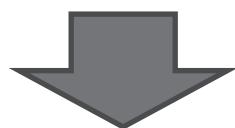
16 23

(39)

■包括
■支援所

<援助・代理・保障>分野

各項目で高い傾向を占め、特に、包括で高い割合を示している。



0 10 20 30 40 50 (単位:件)

治療・サービス利用の契約について、
援助・代理するひとがない

18 5

(23)

本人のために緊急手術や、保護措置に
同意する人がいない

15 7

(22)

入居等の保証人になる人がいない

14 7

(21)

■包括
■支援所

<権利侵害>分野

包括において、「虐待」及び「詐欺等」に関するニーズ回答があった。



0 1 2 3 4 (単位:件)

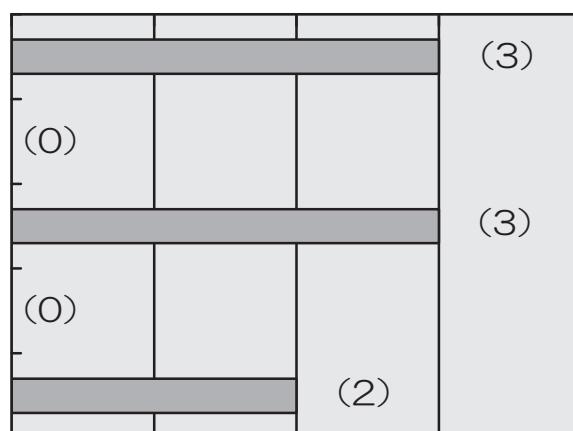
親族による身体的・心理的虐待・ネグレクト・過干渉がある

親族以外による身体的・心理的虐待・ネグレクト・過干渉がある

親族から預金・年金等の財産搾取をされている

親族以外から預金・年金等の財産搾取をされている

悪徳業者や振り込み詐欺などの経済被害に遭っている



□包括
■支援所

<予定される法律行為>分野

「近い将来、施設の選定・入居契約が必要である」及び「年金の受給手続き・介護保険サービスの締結等、各種福祉関係手続きの必要がある」の割合が高い。



0 10 20 30 40(単位:件)

近い将来、施設の選定・入居契約が必要である

近い将来、自宅の売却・財産整理・取り壊しが予定されている

遺産分割調停の当事者である、または当事者になる可能性が大きい（夫亡き後の配偶者など）

保険金の受取人として手続きすべき当事者である

損害保険や生命保険（医療保険を含む）を締結する必要がある

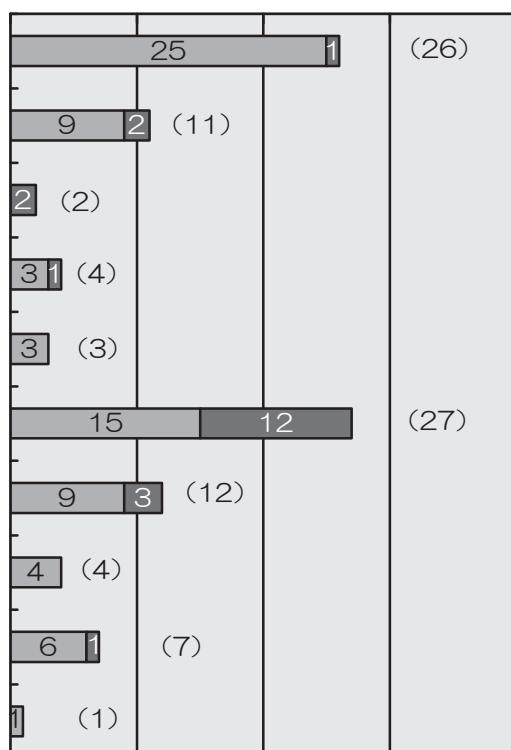
年金の受給手続き・介護保険サービスの締結等、各種福祉関係手続きが必要である

死後事務の担い手がない

借金の整理、自己破産の手続きが必要である

親族間に紛争性の高い問題を抱えている

裁判の当事者になっている（交通事故裁判の原告など）



□包括
■支援所

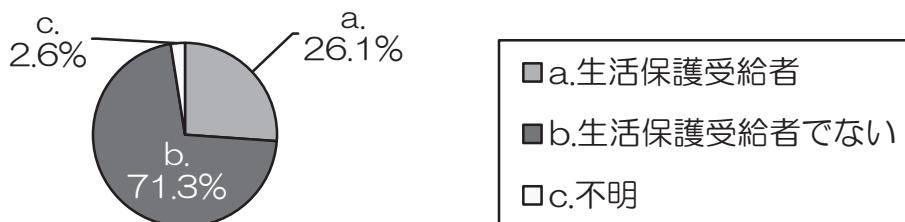
経済的レベルの状況

問4 貴所の支援対象者の経済的レベルについて、ご記入ください。
(※直接、支援者を抱えている場合のみご回答ください。)



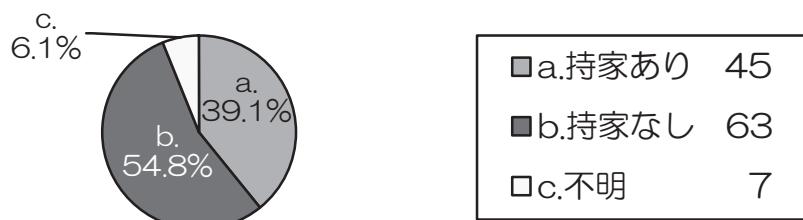
(1) 世帯の状況

「生活保護受給者でない」は82名(71.3%)、「生活保護受給者」は30名(26.1%)である。

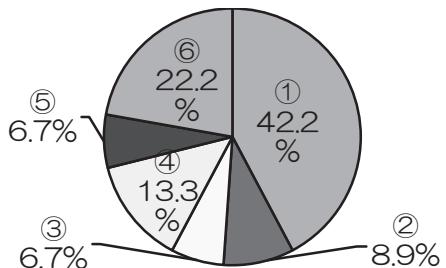


(2) 世帯の財産状況

持家については、「有」が45名(39.1%)、「無」が63名(54.8%)である。

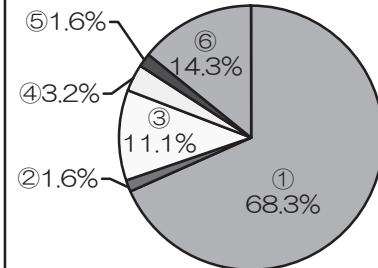


«持家あり»

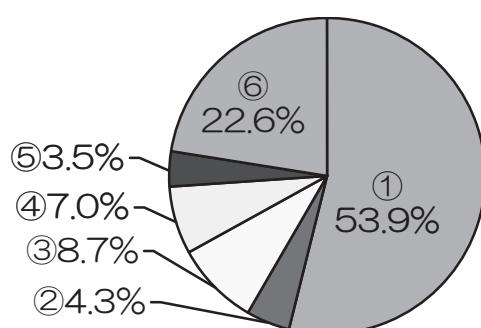


- ① 公的年金（または保護費）のみ
- ② ①以外の収入（保険金・仕送り等）
- ③ ①+②の合計収入
- ④ 預貯金の残額が1000万以上ある
- ⑤ 有価証券等がある
- ⑥ 不明

«持家なし»

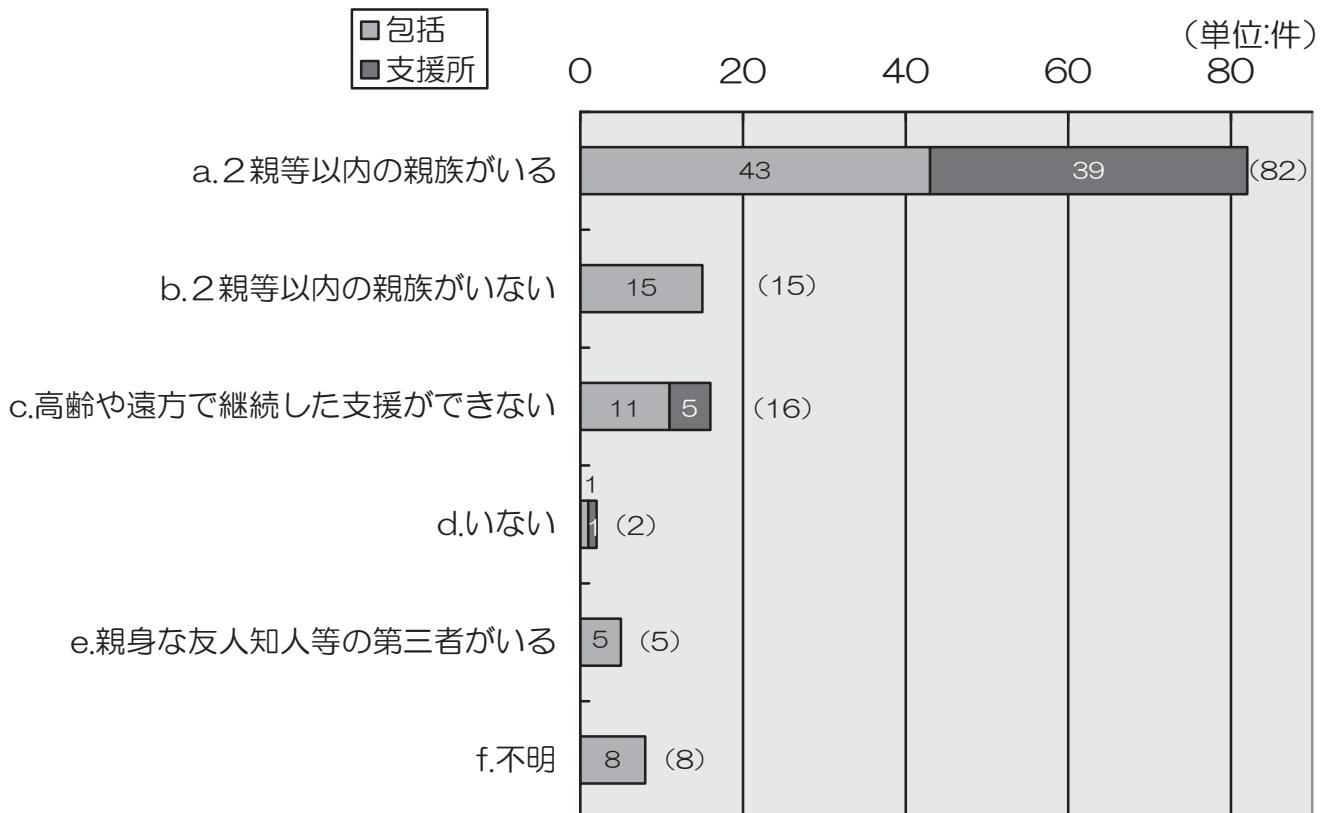


収入源では、公的年金（又は保護費）の割合が53.9%、多額な預貯金等の所有割合は10.5%を占めている。



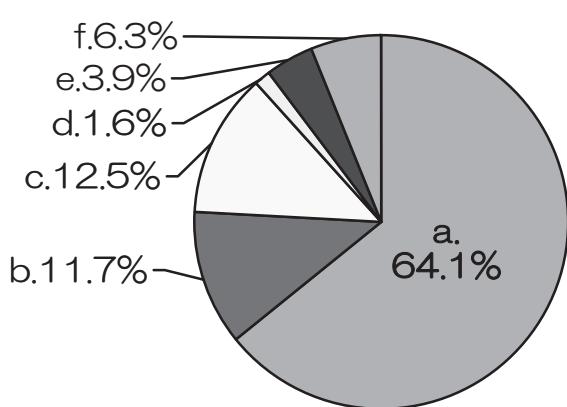
親族等の状況

問5 貴所の支援対象者の親族等の有無について、ご記入ください。（複数可）
 （※直接、支援者を抱えている場合のみご回答ください。）



「2親等以内の親族がいる」割合は高い（82名）。

しかし、「2親等以内に親族がない」、「遠方等での継続支援ができない」、「親族がない」の合計が33名の回答があった。



- a.2親等以内の親族がいる
- b.2親等以内の親族がない
- c.高齢や遠方で継続した支援ができない
- d.いない
- e.親身な友人知人等の第三者がいる
- f.不明

成年後見制度に関する課題や問題

問6 成年後見制度に関して、課題や問題であると思われることは何か、該当項目に○印を付けてください。(複数可)



<利用前>

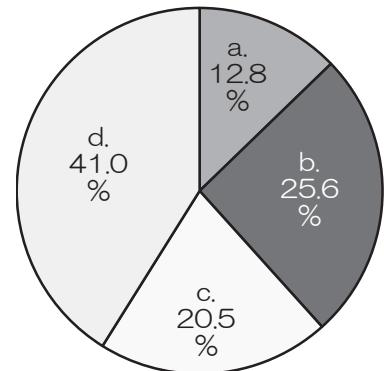
「本人の理解・同意が得られない」が41.0%（16件）、次いで、「どのタイミングで制度を利用したら良いか、わからない」が25.6%（10件）の回答となった。

0 10 20 30 (単位:件)

- a.成年後見制度について、誰に相談したら良いか、わからない
3 2
- b.どのタイミングで、制度を利用したら良いか、わからない
4 6
- c.家族の理解・同意が得られない（得られそうにない）
5 3
- d.本人の理解・同意が得られない（得られそうにない）
10 6

3	(5)
2	
4	(10)
6	
5	(8)
3	
10	(16)
6	

■包括
■支援所



<申立>

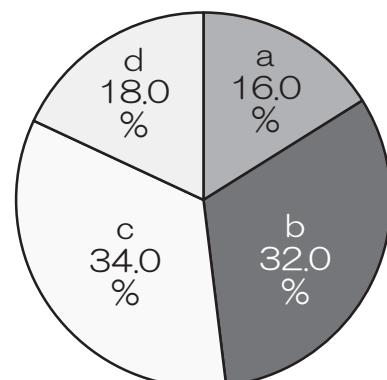
「成年後見制度の利用に関し、手続きの煩雑」が17件（34.0%）、次いで、「申立費用や後見活動報酬について負担ができない」が16件（32.0%）の回答となった。

0 10 20 30 (単位:件)

- a.審理期間に時間がかかる
5 3
- b.申立費用や後見活動報酬について負担ができない
11 5
- c.家族の理解・同意が得られない（得られそうにない）
11 6
- d.親族に成年後見人等の候補者がいない
3 6

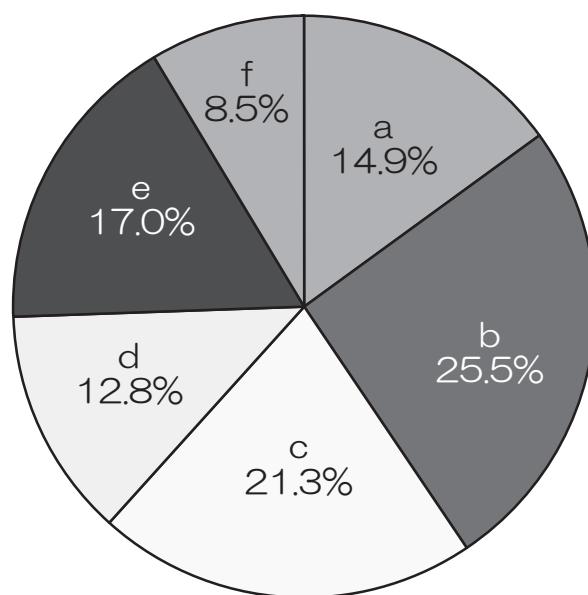
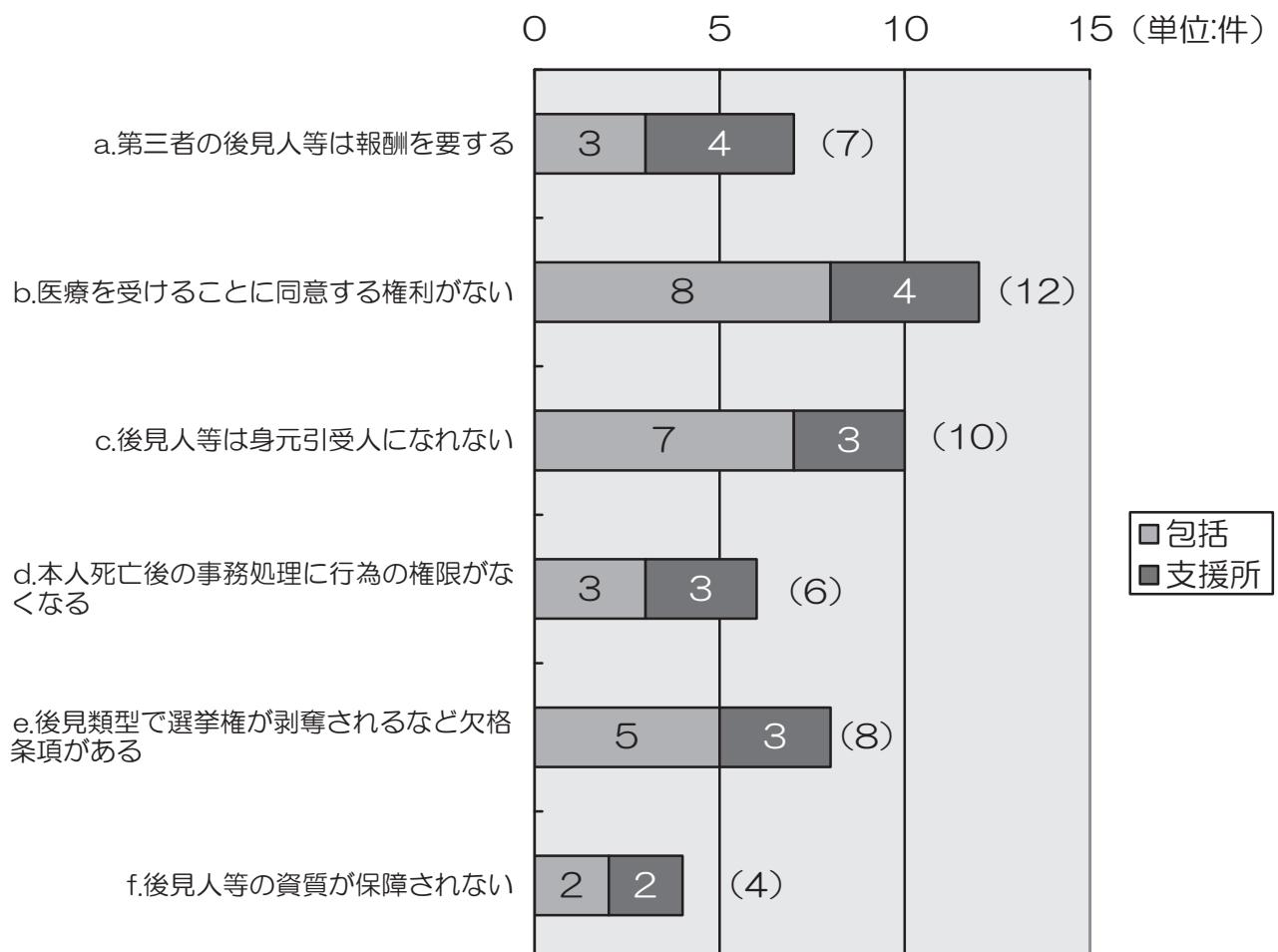
5	(8)
3	
11	(16)
5	
11	(17)
6	
3	(9)
6	

■包括
■支援所



<利用後>

「医療を受けることに同意する権利がない」が12件(25.5%)、次いで、「後見人等は身元引受人になれない」が10件(21.3%)の回答となった。

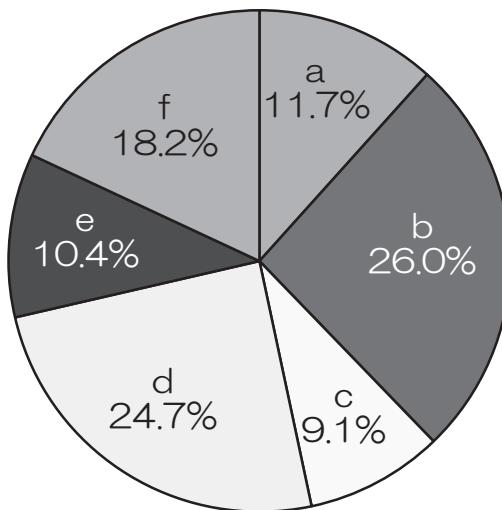


成年後見制度利用促進の方法

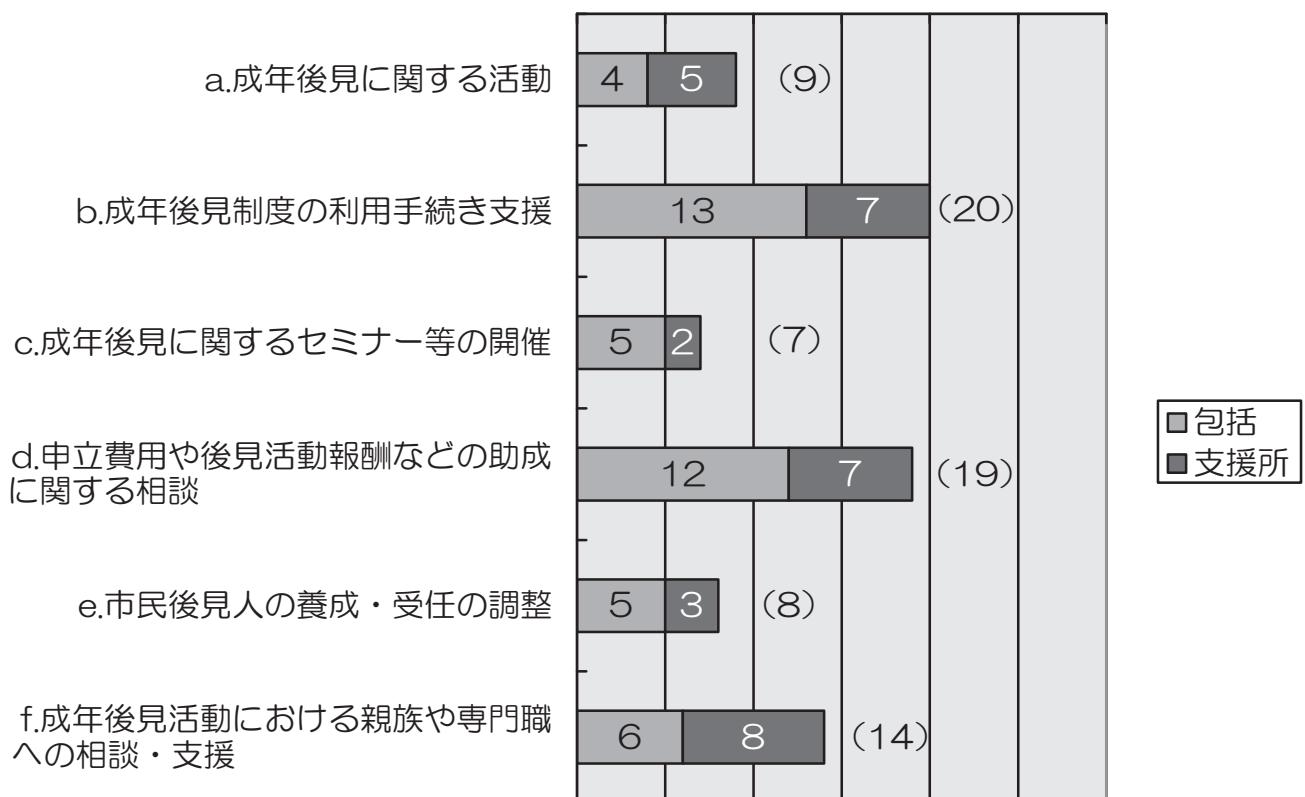
問7 成年後見制度を利用しやすくするためには、どのような方法が必要と考えるか、該当項目に○印を付けてください。（複数可）



「成年後見制度の利用手続き支援」が20件（26.0%）、次いで、「申立費用や後見活動報酬などの助成に関する相談」が19件（24.7%）の回答となった。



0 5 10 15 20 25 30 (単位:件)



市民後見制度の理解度

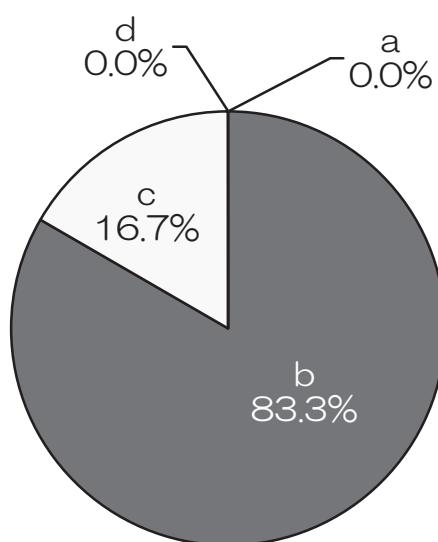
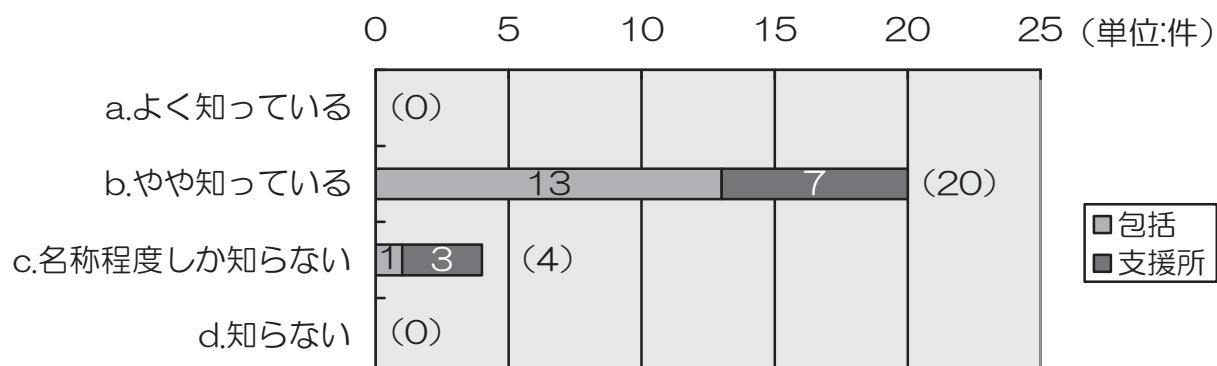
問8 成年後見制度のなかで、市民後見人への関心と期待が高まっている。貴所において、市民後見制度について、次のなかから該当項目に、○印を1か所に付けてください。

～厚生労働省のホームページより参照～

市民後見人については、定義や所掌範囲が明確ではないが、弁護士等の専門職後見人以外で、一般市民が、市町村（委託も可）が実施する成年後見に関する一定の研修等を経て、市民後見人の担い手になることとしている。

なお、市民後見人が受任するケースは、紛争性（遺産分割や本人の介護方針の相違等）がなく、かつ、介護に関する契約事務や費用支払等の身上監護を主とし、不動産処分等の専門性を要求されないことが一般的に想定されている。

市民後見制度の理解度は、概ね認知されている傾向がある。

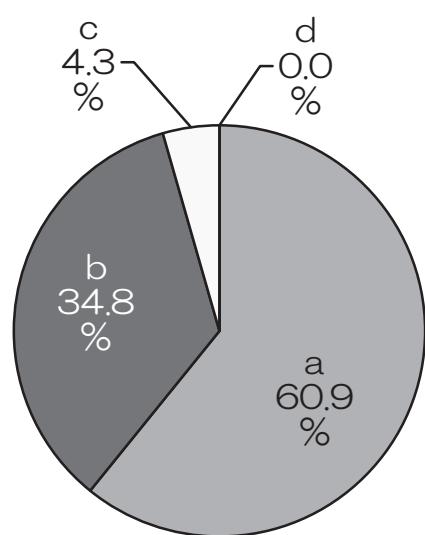
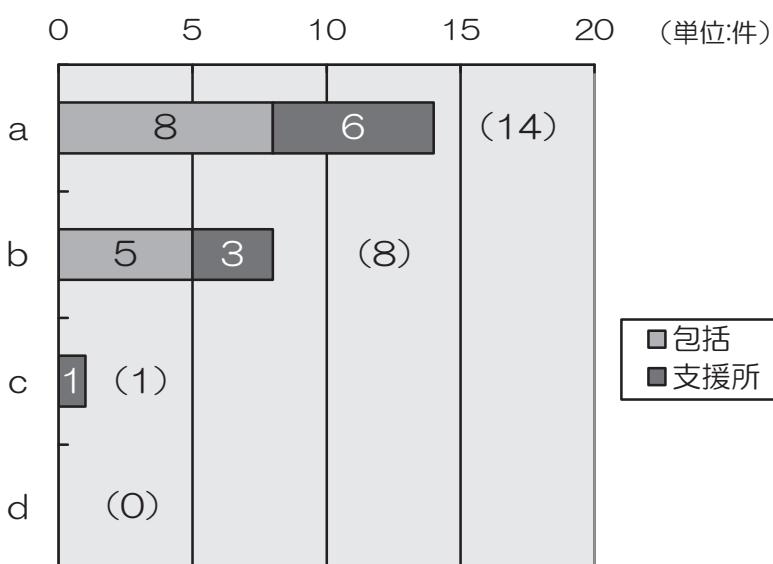


市民後見人が担当する業務内容

問9 今後、市民後見人を成年後見制度の中で活用する場合、市民後見人が担当する業務内容はどのようなものが良いと思われますか。貴所において、次の中から該当項目に、○印を1か所に付けてください。



「日常的な生活支援に限定」が14件(60.9%)、次いで、「専門職との連携」が8件(34.8%)の回答となった。



a	日常的な生活支援に限定した業務 (心身状態の確認を含む日常的見守り行為、日常生活に必要な物品購入、家賃や福祉サービス利用料等の支出事務など)
b	専門職後見人と連携した業務 (施設等入所契約事務、債務の返済、不動産等の処分、遺産分割事務などは、市民後見人単独で、スムーズな取引が困難なことから、専門職と連携して行う)
c	成年後見制度上で行える全ての代理行為の業務 (日常生活上の代理行為や財産管理の業務)
d	わからない

成年後見制度に関する自由意見

問10 その他、成年後見制度について、自由な意見をお聞かせください。



<地域包括支援センター>

- 財産管理と身上監護を分けて使えると活用が広がる（複数後見）
- 本制度の支援体制及び普及啓発の強化の必要性がある。全市的に専門職後見人（支援機関）及び関係機関の連携の在り方について明確化・標準化し、協働して支援・普及啓発の推進を望む。
- 申立に関する支援を、包括でどこまで行うべきか。どの専門職あるいは団体に相談すべきか判断に迷う。同じ専門職であっても動きが異なる場合もある。
- 高齢者の増加に伴い、成年後見制度を必要とする人も増える中で、その担い手は少ない現状があり、専門家と連携しながら、福祉的な支援を、地域の方々が担える仕組みが必要である。

<障がい者相談支援事業所>

- 専門職後見人であっても資質が担保されていない実情がある。市民後見人の業務内容は限定したうえでの専門性を高め、社会的信用を得る基礎作りから始めることが重要である。

先進都市視察調査報告（概要一覧）

視察先	世田谷区社会福祉協議会・世田谷区成年後見支援センター	横浜市社会福祉協議会・横浜生活あんしんセンター	仙台市社会福祉協議会・仙台市成年後見総合センター
所在地	世田谷区成城 6 丁目 3 番 10 号 成城 6 丁目事務所棟 3 階	横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉センター 9 階	仙台市青葉区五橋 2 丁目 12-2 仙台福祉プラザ 7 階
人口	842,323 人 (24.4.1)	3,688,624 人 (24.4.1)	1,055,770 人 (24.4.1)
世帯数	440,517 世帯 (24.7.1)	1,598,341 世帯 (24.4.1)	476,005 世帯 (24.4.1)
高齢化率	18.9% (24.4.1)	20.4% (24.4.1)	19.3% (24.3.1)
①事業開始	<p>○成年後見支援センターの開設に向けて区社協から区役所へ動き かけ</p> <p>○平成 17 年度 区実施計画で「成年後見制度の推進・計画化 5 月に成年後見支援センター設立準備会設置</p> <p>10 月に区役所委託によりセンター開設・運営</p> <p>○平成 18 年度 市民後見人養成開始</p> <p>○平成 19 年度 市民後見人受任開始、区社協が監督人 ○法人後見事業は平成 13 年度から開始</p>	<p>○横浜市の「市民後見人にに関する検討委員会」(平成 23 年度) の 検討結果に基づき、平成 24 年度から横浜市の委託事業として 市民後見人養成 支援を開設</p> <p>○地域における権利擁護の推進に向けた「市民後見よこはまモデル」→被後見人の生活課題を解決のため、地域と連携して取り組み、地域福祉推進の一翼を担う</p> <p>○平成 24~26 年度の 3 年間をスパンとし、3 モデル区での実施 を経て、複数年次で全区での展開を目指す</p> <p>・24 年度 第 1 期モデル区 募集・説明会・養成研修</p> <p>・25 年度 第 1 期モデル区 実務研修</p> <p>・26 年度 第 1 期モデル区 登録・個人受任 第 2 期実施区 募集・説明会・養成研修</p> <p>○法人後見事業は平成 12 年度から開始</p>	<p>○平成 21 年度から市民後見人・養成支援事業を開始 (市社協自主事業)</p> <p>・平成 19 年度の成年後見サポート推進協議会 (以下「サポ協」) 定期例会で市民後見人会話題</p> <p>※サボ協構成団体・機関 弁護士会、リーガルサポート、税理士会、行政書士会、行政書士会、社会福祉士会、仙台市、市社協</p> <p>・平成 20 年度にサボ協の市民後見調査研究部会「市民後見人に 関する調査研究報告書」による提言 ONPO 法入せんたい・みやざき成年後見ネットへ成年後見制度に関する相談・市民後見人研修業務を委託</p>
②業務体制	<p>○センター職員体制 ・所長 1 名 (嘱託、週半日、弁護士) ・相談員 3 名 (嘱託、月 16 日、社会福祉士又は精神保健福祉士) ・職員 2 名 (常勤、日常生活自立支援事業と兼務)</p>	<p>○市民後見人養成 支援に係る職員体制 ・市社協 1 名 ・モデル区社協 3 区各 1 名 計 4 名 (市委託費) ○平成 24 年度はモデル区職員を市社協に配置、平成 25 年度は 区社協に配置予定</p>	<p>○センター職員体制 ・市社協職員 (市民後見人養成・支援事業の管理、市民後見人監 督、サボ協事務局) 所長 1 名 (課長職)、相談員 5 名 (正職 4、嘱託 1) ※日常生活自立支援事業所長、専門員を兼務 ・NPO 職員 (成年後見制度に関する相談、市民後見人研修業務) 相談員 3 名</p>

視察先	<p>③養成研修受講要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成研修説明会の参加 ・25歳以上の市民 ・原則として全ての研修を受講可 <p>○受講者の選考方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次 書類選考 ・2次 面接（面接官は弁護士、区役所部長・課長職等） <p>活動意欲やコミュニケーション力のほか、生計状況、営業的側面の有無等</p> <p>○養成研修説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成の目的 ・養成研修内容 ・市民後見人活動のしくみ 	<p>横浜市社会福祉協議会・横浜生活あんしんセンター</p> <p>○養成研修受講要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成研修説明会の参加 ・25歳以上の市民 ・市民後見人養成に理解、活動意思があること <p>○養成研修説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月26日(木)、7月28日(土)、8月8日(水) ・計3回、1回あたり定員120名 ・市民後見人養成・活動支援、養成研修について ・周知 チラシを区役所、区社協、地域包括支援センター等へ配置、市広報誌・ホームページ、社協ホームページ、ミニコミ紙に掲載 ・モデル区3区は地域の新聞、ミニコミ紙に掲載 <p>○養成研修説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政だより掲載、チラシ配布などにより周知（区社協も協力） ・平成21年度2回実施、参加者計46名のうち22名が養成研修へ進む <p>○養成研修受講申込書はオリエンテーションで趣旨を理解した人のみ配布</p>
④養成研修の内容	<p>○全13日間、55時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義14項目、演習2項目、実習4項目 ・平成24年度は6月9日～11月17日 ・参加費 2千円 <p>○養成研修を3回休むと受講中止、やむを得ない事情がある場合は養成研修影音を聞いてもらい、レポート提出で継続可</p> <p>○テキストは担当講師が用意したものを使用</p> <p>○平成24年度からカリキュラム「成年後見人の業務」の中に「死後事務」、区民後見人による講義、実習を設定</p>	<p>○全15日間、51単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎編 37単位、実務編 14単位 ・平成24年10月11日～平成25年3月7日 ・定員 90名（平成24年8月6日現在で15名の応募） ・参加費 5千円 <p>○実務実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月～平成26年3月 ・定員 45名程度（モデル区1区15名程度） ・市社協法人後見の活動実習 <p>○テキストは担当講師（ほとんどが検討委員会メンバー）が用意したものを使用</p>
⑤養成人数	<p>○平成18～22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計 64名養成（平均年齢56歳、男性6割・女性4割） ○平成23年度は未実施、現在6期生を養成中 <p>○養成研修説明会等参加状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度（初年度）説明会160名→面接選考68名→養成研修受講修了19名 ・平成24年度説明会59名→面接選考34名→養成研修受講中15名 	<p>○平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22名養成・登録 <p>○平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新手続き 18名登録（毎年度登録更新）
⑥受任件数・受任体制等	<p>○平成19～23年度 計47件（うち終了15件、死亡）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべて施設入所者 ○市民後見人個人としての受任 ○センター運営委員会小委員会で市民後見人が受任候補者となつた場合の候補者の選定 	<p>○目標は市民後見人の個人受任（市民が地域において地域福祉推進の立場で後見活動を行う）</p> <p>○法人後見か、市民後見人による後見かはセンター設置の業務監督審査会で審議</p> <p>○市民後見人が受任することになった場合の候補者は、センター設置の市民後見推進委員会で選定</p> <p>○平成23～24年度 計2件、（ほか現在数件調整中）</p> <p>○市民後見人個人としての受任</p> <p>○受任調整委員会による市民後見人候補者の推薦を行い、毎回3～4名を登録者からリストアップ</p>

視察先	世田谷区社会福祉協議会・世田谷区成年後見支援センター	横浜市社会福祉協議会・横浜生活あんしんセンター	仙台市社会福祉協議会・仙台市成年後見総合センター
⑦受任ケースの要件	<ul style="list-style-type: none"> ○次のすべての要件に該当するケース <ul style="list-style-type: none"> ・原則、区長申立案件（平成24年度から親族申立案件も実施） ・推定相続人がない又はいても親族と財産等の紛争がない ・財産・収入が少ない（預貯金1千万円程度目安） ・身上監護が困難でない ・施設入所中苦しくは施設入所の見込みがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○困難性がなく、比較的安定しているケース <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所在宅にこだわらないが、理念としては在宅が望ましい ・受任ケースがいずれ安定性を欠くことになつても受任者を支援していく 	<ul style="list-style-type: none"> ○次のすべての要件に該当するケース <ul style="list-style-type: none"> ・財産管理面で紛争がないもの ・主たる後見活動が身上監護 ・虐待の事実がなく、親族との関係で問題がない
⑧報酬付与申立・助成制度の利用	<ul style="list-style-type: none"> ○市民後見人の報酬付与の申立を実施 ○被後見人に資力がない場合は、予め市民後見人へ報酬が難しいことを伝達 ○区役所の助成制度は区長申立ケースのみ ○監督人（区社協）の報酬付与の申立を実施（月1万円程度）、被後見人が経済的に難しい場合は申立てを行はず 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民後見人の報酬付与の申立は妨げない ○市民後見人の報酬助成申請も可（市社協実施の法人後見も助成申請） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民後見人の報酬付与の申立は妨げない ○市民後見人には報酬を得る目的ではないことを伝達 ○監督人（市社協）報酬付与申立ては行っていない
⑨研修修了者、市民後見人へのフォローフォローモード	<ul style="list-style-type: none"> ○センターが活動支援 ○区社協が監督 ○後見支援員としての活動 ・センター運営関係の専門職後見人の補助 ・区民相談の対応（親族申立予定者への書類作成補助等） ・区内研修・交流会への参加（年4回程度） ・広報活動等（地域包括支援センターの講座での説明等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○養成後の研修の枠組みを作り、市民後見人同志の勉強交流の場を設定、将来的には区社協が関わってグループ化 ○区社協の関わり ・地域との関わりを持つという点で区社協がステークholder化 ・後見計画の確認や専門的な助言は他専門機関、通帳を区社協で預かりも想定（資金庫） ○区役所管の区サポートネットワーク（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等） ・市民後見人を含めた受任調整、困難ケースのカンファレンス ・2か月に1回～年数回 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続研修を年10回（8月・12月を除く）実施（毎回出席義務） ○後見活動実践のフィードバック、情報誌の発行、倫理綱領の作成 ○市社協が監督人となり、書類・金銭のチェック実施
⑩委員会設置有無・役割等	<ul style="list-style-type: none"> ○セミナー運営委員会 ○事例検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務監査審査会 ・法人後見又は市民後見人の受任調整に関する審議 ○市民後見推進委員会 ・養成課程、市民後見人活動支援体制に関する指導・助言、養成研修受講者・市民後見人候補者登録・推薦に関する審査 ○センター運営委員会小委員会 ・市民後見人候補者推薦依頼があった案件について、受任の適否 ・推薦候補者の適否の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ○養成研修受講者の選考（基礎編→応用編）、市民後見人候補者登録時の選考 ○市民後見人受任調整委員会 ・市民後見人候補者推薦依頼があった案件について、受任の適否 ・推薦候補者の適否の判断
⑪保険加入等	(1)保険加入等	<p>加入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○賠償責任保険に加入。保険料1名年6,500円（市社協負担）、市社協も監督人として保険加入 ○保険会社に依頼し保険商品を開発（弁護士会、サポート会からも保険会社へ要請）、長い月日を要す

